

～ひとり親家庭等の社会的な自立と子どもの健やかな育成に向けて～

第2次門真市ひとり親家庭等自立促進計画

(素案)

平成22年9月

門 真 市

目 次

第1章 第2次計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
(1) 計画の位置づけ	3
(2) 計画の対象	5
3 計画の期間	6
4 計画の策定体制	6
第2章 ひとり親家庭等を取り巻く現状と課題	7
1 門真市の状況	7
(1) 婚姻・離婚の状況	7
(2) ひとり親家庭等の状況	8
2 ひとり親家庭等の生活実態と意識	10
3 母子家庭等自立促進計画に基づく事業の実施状況及び評価	32
4 施策の展開に向けた重点課題	45
第3章 計画の基本的な考え方	47
1 計画の基本理念	47
2 計画の基本的な視点	48
3 計画の基本方向	49
第4章 施策の展開	52
基本方向1 相談・情報提供による支援	52
基本方向2 就労への支援	55
基本方向3 子育て等生活面への支援	58
基本方向4 養育費の確保に向けた支援	61
基本方向5 経済的な支援	62
基本方向6 人権尊重のまちづくり	63
第5章 計画の推進	64
1 計画の推進体制	64
2 計画の進行管理	64
資料編	
1 計画の策定経緯	

第1章 第2次計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

門真市では、平成18年3月に「門真市母子家庭等自立促進計画」を策定し、母子家庭等の自立促進に向けて、施策を推進してきました。

平成17年国勢調査による門真市の母子世帯率(一般世帯千世帯当たりの母子世帯数)は、25.2%で、大阪府内で第1位の高率となっています。また、生活保護を受けている母子世帯数も平成21年度は485世帯で過去最高となっています。

また、門真市の離婚率は、おおむね減少傾向にあります。大阪府や全国と比べて依然高い水準となっています。

平成21年8月に実施したひとり親家庭等に対するアンケート調査からは、困りごとのトップは、母子家庭や父子家庭では「経済的なこと(就労収入が少ないこと)」、寡婦は「健康のこと」でした。また、父子家庭では「家事のこと」も上位にあげられ、世界的な経済不況の中で、より経済的な自立のための支援と、健康相談や家事・子育て支援など総合的な支援策が求められています。

門真市では、平成18年3月に策定した「門真市母子家庭等自立促進計画」が、平成22年度で計画期間が終了します。しかしながら、母子世帯の増加やそれに伴う生活保護世帯の増加が続いていること、その中で、経済的自立の支援が一層求められていること、また、子どもたちの心身両面の健やかな成長、学力の向上や学業の継続などが求められていることなど、ひとり親家庭等をめぐる課題は依然として大きなものがあります。

そのため、引き続き母子家庭をはじめ父子家庭、寡婦が安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てることができるように、また、子どもが健やかに成長できるように、支援のあり方や方向性を示すとともに、総合的な事業の展開を図るため、名称を「門真市母子家庭等自立促進計画」から「第2次門真市ひとり親家庭等自立促進計画」として策定することとしました。

国のひとり親家庭等に対する施策動向

平成14～15年度の母子寡婦福祉対策の見直し

- 「母子家庭等自立支援対策大綱」(平成14年3月)
- 「児童扶養手当法施行令の一部改正」(平成14年8月1日施行)
- 「母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律」「児童扶養手当法の一部改正」(平成14年11月公布、平成15年4月1日施行)
- 「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」(平成15年3月19日告示)
- 「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」(平成15年7月公布、平成15年8月11日施行、平成20年3月末までの時限立法)

その後の母子寡婦福祉対策

- 「養育費の手引き」作成・配布(平成16年3月)
- 「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」の公布(平成17年3月)
- 「養育費に関するリーフレット」の作成・配布(平成17年8月)
- 「母子家庭の母を相当数雇用している等、母子家庭の母の就業支援に積極的に取り組んでいる企業等の表彰」(平成18年度～)
- 「母子家庭就業支援マップ」の公表(平成18年度版～20年度版)
- 「児童扶養手当法施行令の一部改正」(平成20年2月8日施行)
- 「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」(平成20年4月1日告示)
- 「児童扶養手当法施行令の一部改正」(平成20年2月8日)
- 「児童扶養手当法の一部を改正する法律」(平成22年6月公布、8月1日施行)

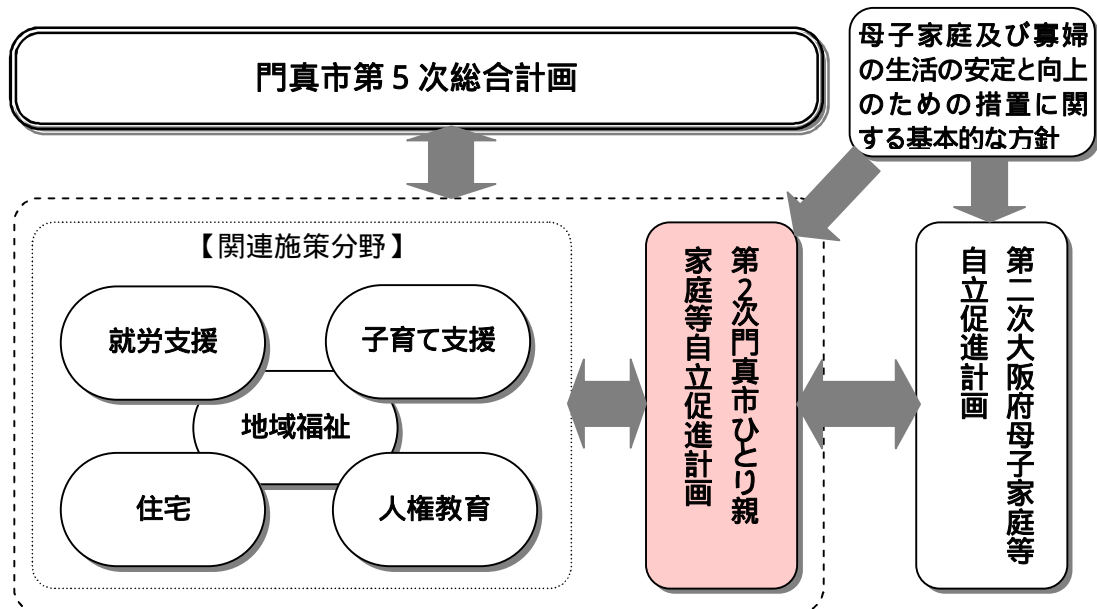
2 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

この計画は、母子及び寡婦福祉法第12条に定める「母子家庭及び寡婦自立促進計画」であるとともに、平成20年4月、厚生労働省告示「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に即し策定しました、母子家庭・父子家庭・寡婦の自立支援を総合的に推進するための「基本的計画」として位置づけるものです。

また、「門真市第5次総合計画」(平成22年3月策定)を上位計画とし、「門真市次世代育成支援後期行動計画」(平成22年3月策定)などの子育て支援、人権教育、住宅、就労支援等各行政分野の施策・事業や計画との整合・調整を図るとともに、「第二次大阪府母子家庭等自立促進計画」との整合性に留意しながら策定しています。

計画の位置づけ



母子及び寡婦福祉法（抜粋）

第11条 厚生労働大臣は、母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（以下「基本方針」という）を定めるものとする。

第12条 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める母子家庭及び寡婦自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、母子福祉団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 当該都道府県等の区域における母子家庭及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
- 2 当該都道府県等の区域において母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のために講じようとする施策の基本となるべき事項
- 3 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
- 4 前3号に掲げるもののほか、母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（抜粋）

1 方針のねらい／母子家庭等施策の必要性

- 母子家庭施策については、子育てをしながら収入面・雇用条件等でより良い就業につき、経済的に自立できることが、母本人にとっても、子どもの成長にとっても重要なことであり、就業による自立支援の必要性が従来以上に高まっている。
- 父子家庭については、家計面での困難があるとする者が増えているほか、母子家庭に比べて子どもの養育、家事等生活面で多くの困難を抱えており、子育てや家事の支援の重要性が非常に高い。
- 離別後の子どもの養育においては、その養育に対する責務は両親にあり、離婚により変わるものではない。・・・親の子どもに対する責務の自覚を促し、子どもを監護する親は子どもを監護しない親に養育費を請求し、また、子どもを監護しない親は、その責務を果たしていくべきことを、社会全体が当然のこととする気運を醸成していくこととともに、さらなる養育費確保に向けた取組を推進していく必要がある。

2 方針のねらい／国の基本方針

- 母子及び寡婦福祉法等の趣旨や母子家庭等及び寡婦の実態等を踏まえつつ、父子家庭も含めた母子家庭等施策の展開のあり方について、国民一般に広く示すとともに、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村において自立促進計画を策定する際の指針を示すこと等により、母子家庭等施策が総合的かつ計画的に展開され、個々の母子家庭等に対して効果的に機能することをめざすものである。

3 方針の対象期間

- この基本方針の対象期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間とする。

4 実施する各施策の基本目標

母子家庭等及び寡婦の自立を図るためには、子育てや生活の支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策を総合的かつ計画的に推進することが不可欠であり、これを積極的に推進する。これにより、母子家庭等及び寡婦の収入状況、就業状況、養育費習得状況等の生活状況の好転を図る。

子育てや生活の支援策

母子家庭等が、安心して子育てと就業・就業のための訓練との両立ができるよう、保育所への優先入居、保育サービスの提供、公営住宅の積極的な活用の推進等、子育てや生活の面での支援体制の整備を促進する。

また、地域の相互扶助による子育てや生活面での支援を推進する。

就業支援策

母子家庭及び寡婦が十分な収入を得ることができ、自立した生活をするように、職業能力向上のための訓練、効果的な職業あっせん、就業機会の創出等を実施するなど、就業面での支援体制の整備を促進する。

養育費の確保策

母子家庭等の児童が必ず養育費を修得できるよう、養育費支払についての社会的気運の醸成、養育費についての取決めの促進を図るなど、養育費確保面での支援体制の整備を促進する。

経済的支援策

母子寡婦福祉資金貸付金や児童扶養手当制度を利用しやすくするために、制度について積極的に情報提供を実施するほか、母子家庭及び寡婦の実態等に対応した貸付金制度の整備及びその適正な実施、関係職員に対する研修の実施等により、経済面での支援体制の整備を促進する。

(2) 計画の対象

この計画は、母子及び寡婦福祉法第11条に定める「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を踏まえ、母子家庭・父子家庭・寡婦を対象としています。

また、それぞれの定義と計画中の表記については次のとおりですが、施策の中には市民全般や、企業、関係機関・団体等を対象とするものも含んでいます。

母子家庭：離婚、死別等により配偶者のない女子が、児童を扶養している家庭
父子家庭：離婚、死別等により配偶者のない男子が、児童を扶養している家庭
寡婦：配偶者のいない女子であり、かつて母子家庭の母として児童を扶養していたことのある方
ひとり親家庭：母子家庭及び父子家庭
ひとり親家庭等：母子家庭・父子家庭及び寡婦
ひとり親：母子家庭の母及び父子家庭の父

母子及び寡婦福祉法（抜粋）

第6条 この法律において「配偶者のいない女子」とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別した女子であって、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる女子をいう。

- 1 離婚した女子であって現に婚姻をしていないもの
 - 2 配偶者の生死が明らかでない女子
 - 3 配偶者から遺棄されている女子
 - 4 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない女子
 - 5 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている女子
 - 6 前各号に掲げる者に準ずる女子であって政令で定めるもの
- 2 この法律において「児童」とは、20歳に満たない者をいう。
- 3 この法律において「寡婦」とは、配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として民法第877条の規定により児童を扶養していたことのあるものをいう。
- 4 この法律において「母子家庭等」とは、母子家庭及び父子家庭をいう。
- 5 この法律において「母等」とは、母子家庭の母及び父子家庭の父をいう。
- 6 この法律において「母子福祉団体」とは、配偶者のない女子であって民法第877条の規定により現に児童を扶養しているものの福祉若しくはこれに併せて寡婦の福祉を増進することを主たる目的とする社会福祉法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人であって、その理事の過半数が配偶者のない女子であるものをいう。

注)「児童」については、母子及び寡婦福祉法では20歳未満の者をいいますが、法律により18歳以下など定義が異なります。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とし、社会情勢やニーズの変化等により、必要な見直しを行います。

計画の期間

計画名等	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
門真市第5次総合計画	第4次計画(平成12年度~)				(平成22年度~31年度)					
門真市母子家庭等自立促進計画	第1次計画				第2次計画					
門真市次世代育成支援後期行動計画	前期計画(平成17年度~)				後期計画					
第二次大阪府母子家庭等自立促進計画	第一次(平成16年度~)				第二次計画					

4 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、市内在住のひとり親家庭等の方々を対象に、生活の状況や意識等を把握することを目的にアンケート調査を実施し、現状と課題など策定のための基礎資料としました。

また、ひとり親家庭等に対する施策のあり方をひろく検討する場として、門真市母子寡婦福祉会をはじめとする市民及び関係団体・関係機関の代表、学識経験者等で構成される「第2次門真市母子家庭等自立促進計画策定懇話会」を開催し、協議を進めるとともに、計画案に対する提言をいただきました。

さらに、幅広く市民の意見をいただくため、平成22年10月1日から31日まで、計画(素案)について門真市ホームページに掲載するとともに、子育て支援課、情報コーナー及び保健福祉センター、南部市民センターでの閲覧により、意見等を募集しました。

第2章 ひとり親家庭等を取り巻く現状と課題

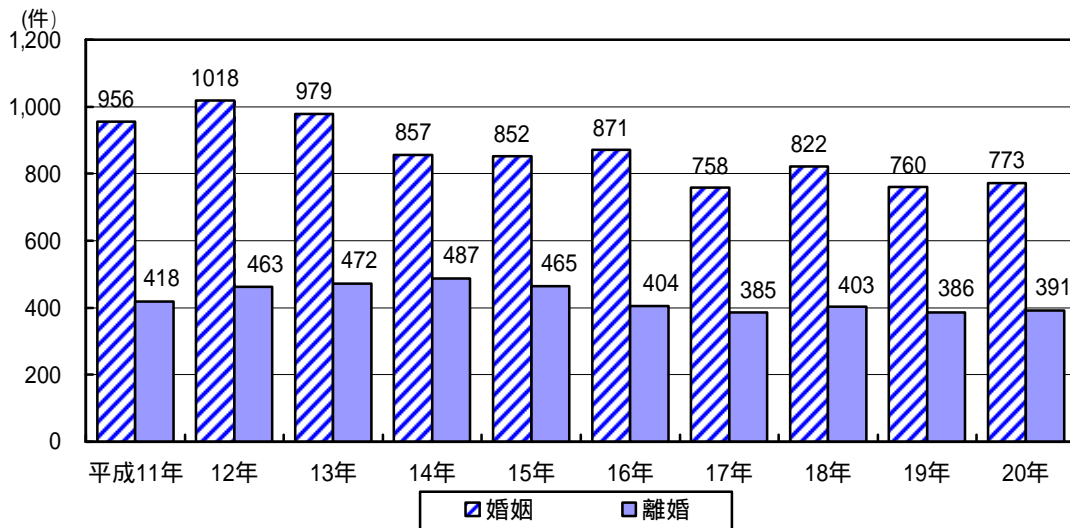
1 門真市の状況

(1) 婚姻・離婚の状況

門真市の婚姻及び離婚の推移をみると、婚姻は平成12年をピークに若干の増減があるものの減少傾向にあり、平成20年は773件となっています。離婚も平成14年をピークにおおむね減少傾向にあり、平成20年は391件となっています。

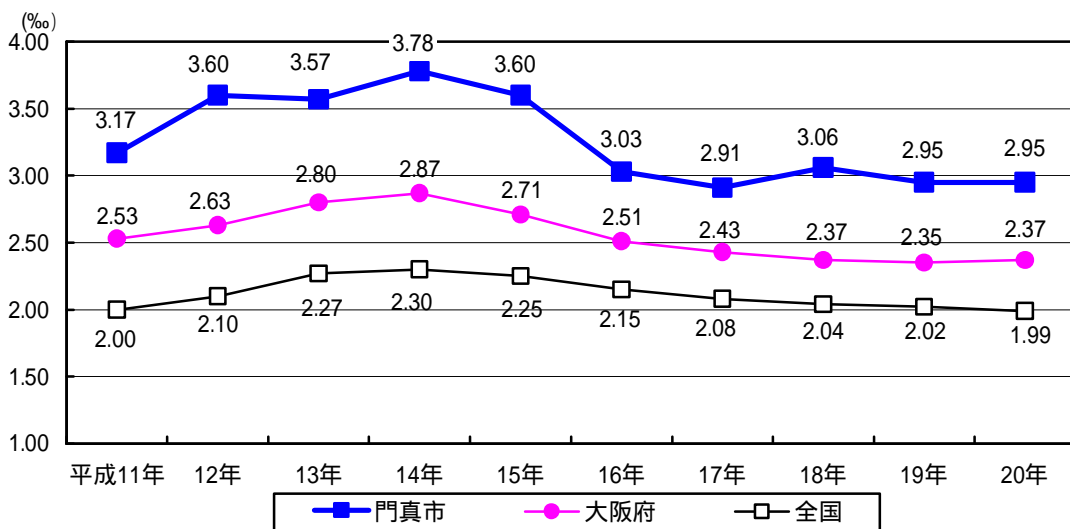
離婚率（人口千人当たりの離婚件数）は、平成14年をピークに近年若干増加した年次もありましたが、おおむね減少傾向にあります。しかし、全国や大阪府と比較しても高い水準で推移しています。

婚姻・離婚の推移



資料:市調べ

離婚率の推移



資料:全国、大阪府は人口動態総覧、門真市は市調べ

(2) ひとり親家庭等の状況

母子・父子世帯の状況

国勢調査では、ひとり親世帯のうち、未婚、死別または離別の母親あるいは父親と20歳未満の子どものみで構成される一般世帯を母子世帯、あるいは父子世帯とといいます。この推移をみると、昭和55年には母子・父子世帯合わせて1,031世帯が、平成17年には1,511世帯とおよそ1.5倍に増加しています。父子世帯は昭和60年をピークに減少していますが、母子世帯は平成7年にいったん減少したものの、以後は増加傾向にあり、平成17年は全体の91.3%を占めます。

母子・父子世帯のうち6歳未満の子どもがいる世帯も増加傾向にあり、昭和55年の144世帯が平成17年には337世帯となっています。

母子・父子世帯の推移（世帯）

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
母子世帯	839	1,151	1,065	888	1,149	1,379
うち6歳未満の子ども のいる世帯	134	178	180	194	317	329
父子世帯	192	242	206	170	162	132
うち6歳未満の子ども のいる世帯	10	12	11	12	16	8
合 計	1,031	1,393	1,271	1,058	1,311	1,511
うち6歳未満の子ども のいる世帯	144	190	191	206	333	337

資料：各年国勢調査

また、門真市の母子世帯率（一般世帯千世帯当たりの母子世帯数）は、平成12年の21.2‰から平成17年には25.2‰と高くなっており、両年共に大阪府内で第1位の高率となっています。父子世帯率は、平成12年の2.99‰から平成17年には2.41‰に低下し、大阪府内の順位も第2位から第7位に下がっています。

大阪府内市町村母子世帯率・父子世帯率トップ10

母子世帯率(‰)				父子世帯率(‰)			
平成12年		平成17年		平成12年		平成17年	
門真市	21.2	門真市	25.2	能勢町	3.51	松原市	2.75
岸和田市	19.6	富田林市	25.1	門真市	2.99	泉南市	2.62
泉佐野市	19.5	岸和田市	25.0	松原市	2.94	岸和田市	2.55
八尾市	19.1	泉大津市	23.8	四条畷市	2.86	大東市	2.52
松原市	18.9	松原市	23.7	千早赤阪村	2.85	四条畷市	2.51
富田林市	18.2	藤井寺市	22.7	美原町	2.84	柏原市	2.43
四条畷市	18.1	貝塚市	22.7	大東市	2.81	門真市	2.41
泉大津市	18.0	忠岡町	22.6	摂津市	2.53	貝塚市	2.41
大東市	18.0	寝屋川市	22.4	八尾市	2.42	和泉市	2.40
堺市		泉佐野市	22.0	阪南市	2.39	寝屋川市	2.39
藤井寺市	17.5						

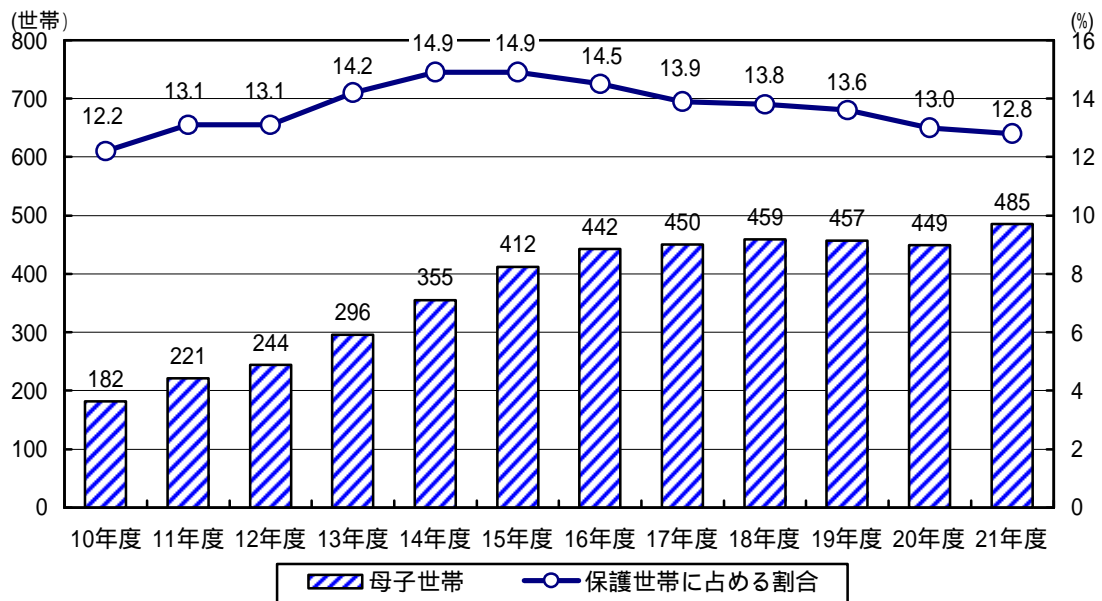
資料：両年国勢調査

生活保護を受けている母子世帯の状況

生活保護を受けている母子世帯は、平成16年以降は横ばい状態になっていましたが、平成20年秋以降の雇用状況の悪化等の要因から、平成21年は前年に比べて8.0%の伸びを示し、485世帯となっています。

また、生活保護を受けている全世帯数は増加の一途をたどり、平成21年には前年の9.3%の伸びを示し、全世帯の伸びの方が大きいため、保護世帯に占める割合は12.8%と低下しています。

被保護世帯における母子世帯の推移



資料: 保護課調べ

2 ひとり親家庭等の生活実態と意識

アンケート調査の概要

「第2次門真市母子家庭等自立促進計画」策定の基礎資料とするため、市内在住のひとり親家庭等の世帯を対象に、生活の実態や意識等を把握することを目的にアンケート調査を実施しました。調査項目については、項目により前回調査と同様にするとともに、大阪府が平成20年8月に実施した調査項目も参考にしました。

アンケート調査の概要

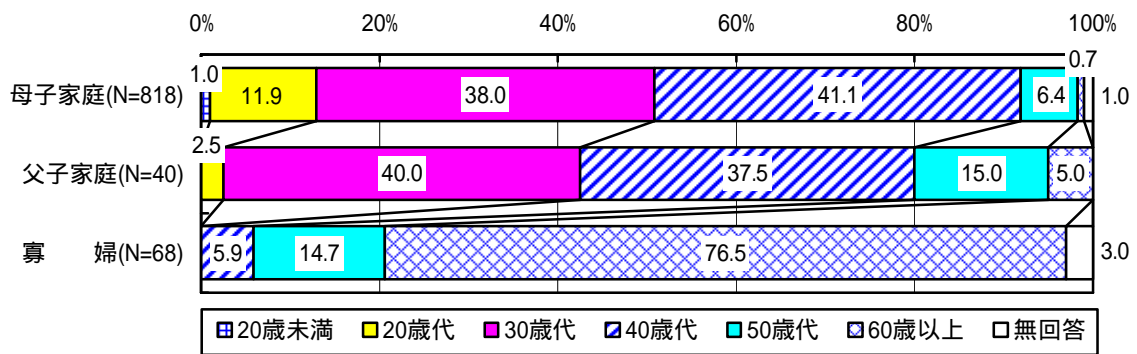
項目		内容
調査対象	母子家庭 及び 父子家庭	<ul style="list-style-type: none"> ● 配偶者のいない女子または男子と、20歳未満で未婚の児童が生計を1つにしている家庭を住民基本台帳より抽出し、調査票を配布しました。 ● 調査票表紙の予備設問で、母子家庭または父子家庭にあてはまる方のみ本設問に回答いただき、それ以外の方については未記入のままご返送いただきました。
	寡婦	<ul style="list-style-type: none"> ● 門真市母子寡婦福祉会を通じて対象者を把握しました。 ● 調査票表紙の予備設問で、寡婦にあてはまる方のみ本設問に回答いただき、それ以外の方については未記入のままご返送いただきました。
調査方法		<ul style="list-style-type: none"> ● 母子家庭及び父子家庭は、原則として配布・回収共に郵送により、一部子育て支援課窓口にて調査を依頼しました。 ● 寡婦は、門真市母子寡婦福祉会を通じて対象となる方に調査票を配布・回収しました。
調査期間		平成21年8月10日～9月10日を基本とし、9月下旬まで回収しました。
回収状況		● 非該当や無回答を除く有効回収数は、母子家庭が818件、父子家庭が40件、寡婦が68件でした。
調査項目		1 本人やご家族のこと・・・9問及び副問2問 2 仕事について・・・7問及び副問9問 3 家計について・・・3問及び副問2問 4 養育費について・・・2問及び副問3問 5 生活全般・各種制度について・・・8問及び副問3問 自由記述・・・仕事や子育てとの両立のための支援に関して 相談体制や情報提供に関して その他

- 次頁以降の各グラフに表記しているN（Number of caseの略）は、回答者総数（または該当質問での該当者数）を示しています。
- 集計は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、数値の合計が必ずしも100.0%にならない場合があります。
- 質問の選択肢については、基本的に「」で表していますが、選択肢を2つ以上合わせて数値を示す場合、選択肢を「」で表しています。
- 前回調査とは、平成17年3月に門真市が実施したアンケート調査のことで、大阪府調査とは、平成20年8月に大阪府が政令市・中核市を除く府内市町村に実施したアンケート調査のことで、

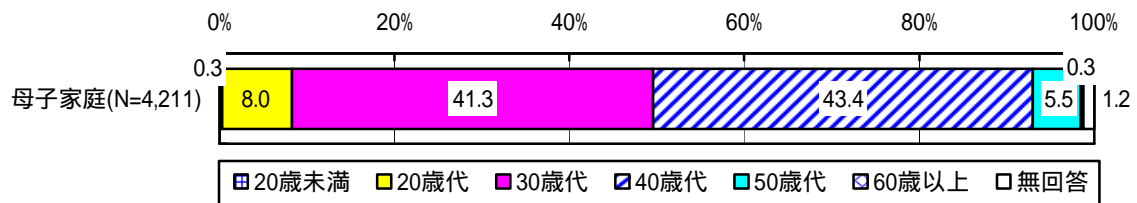
家庭の状況

- 母子家庭は、前回調査に比べて<40歳代>の率が高くなり、<30歳代>が低下しています。また、大阪府調査に比べて20歳未満及び<20歳代>の率が高くなっています。
- 父子家庭は、前回調査に比べて回答者数が減少し、<30歳代>の率が高くなり、一方、<50歳代>の率が低くなり、全体として年齢層が低くなっています。
- 寡婦は、「60歳以上」がおよそ3/4を占め、前回調査のおよそ2/3に比べ高齢化が進み、年齢層が高くなっています。

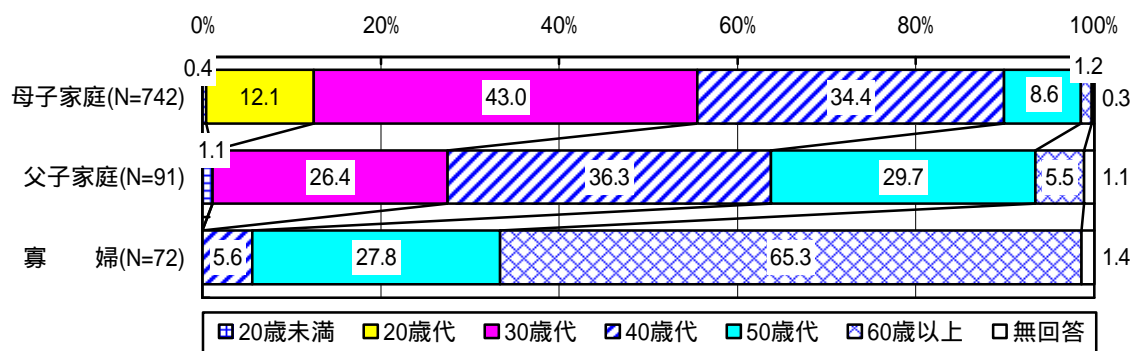
10歳階層別年齢構成



10歳階層別年齢構成 / 大阪府調査・母子家庭

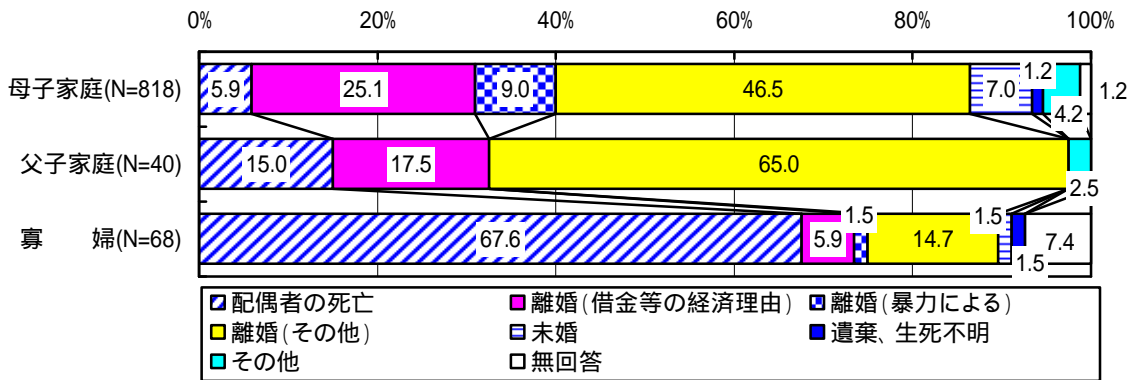


10歳階層別年齢構成 / 前回調査

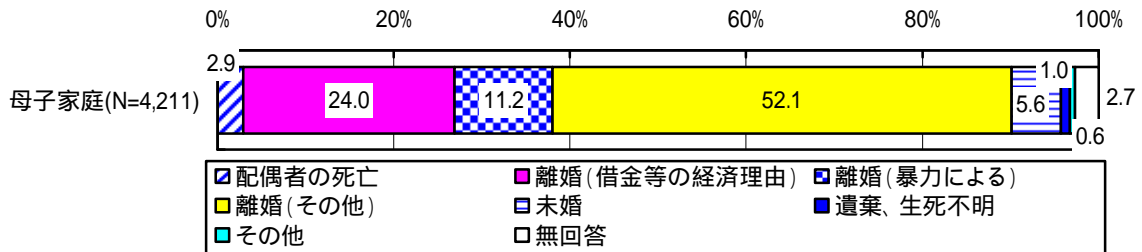


- ひとり親等家庭となった理由では、母子家庭の場合、前回調査とどの理由も大差なく、＜離婚＞が合わせて81%を占めます。また、大阪府調査の母子家庭に比べて、「配偶者の死亡」や「未婚」が若干高くなっています。
- 父子家庭は、＜離婚＞が合わせて83%で、前回調査の65%に比べて高く、一方、「配偶者の死亡」は15%で、前回調査の29%より低くなっています。
- 寡婦は、「配偶者の死亡」が68%で、前回調査の75%より低く、一方、＜離婚＞が22%で、前回調査の18%より若干高くなっています。

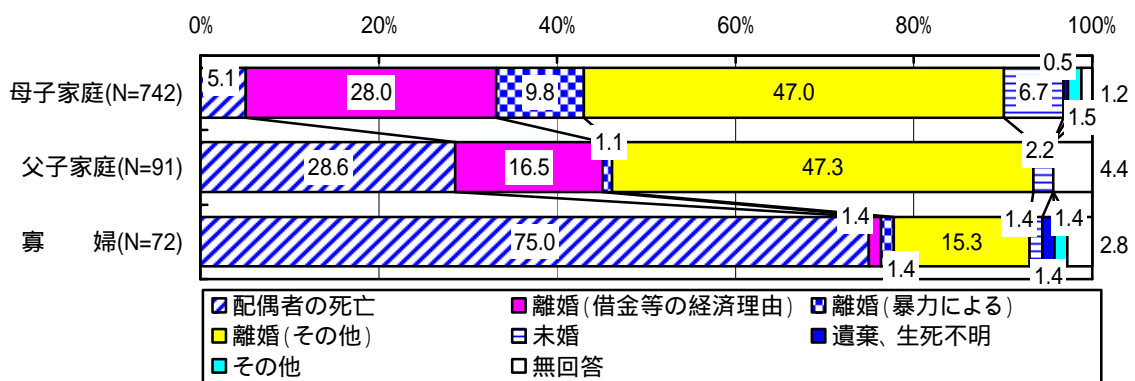
ひとり親家庭となった理由



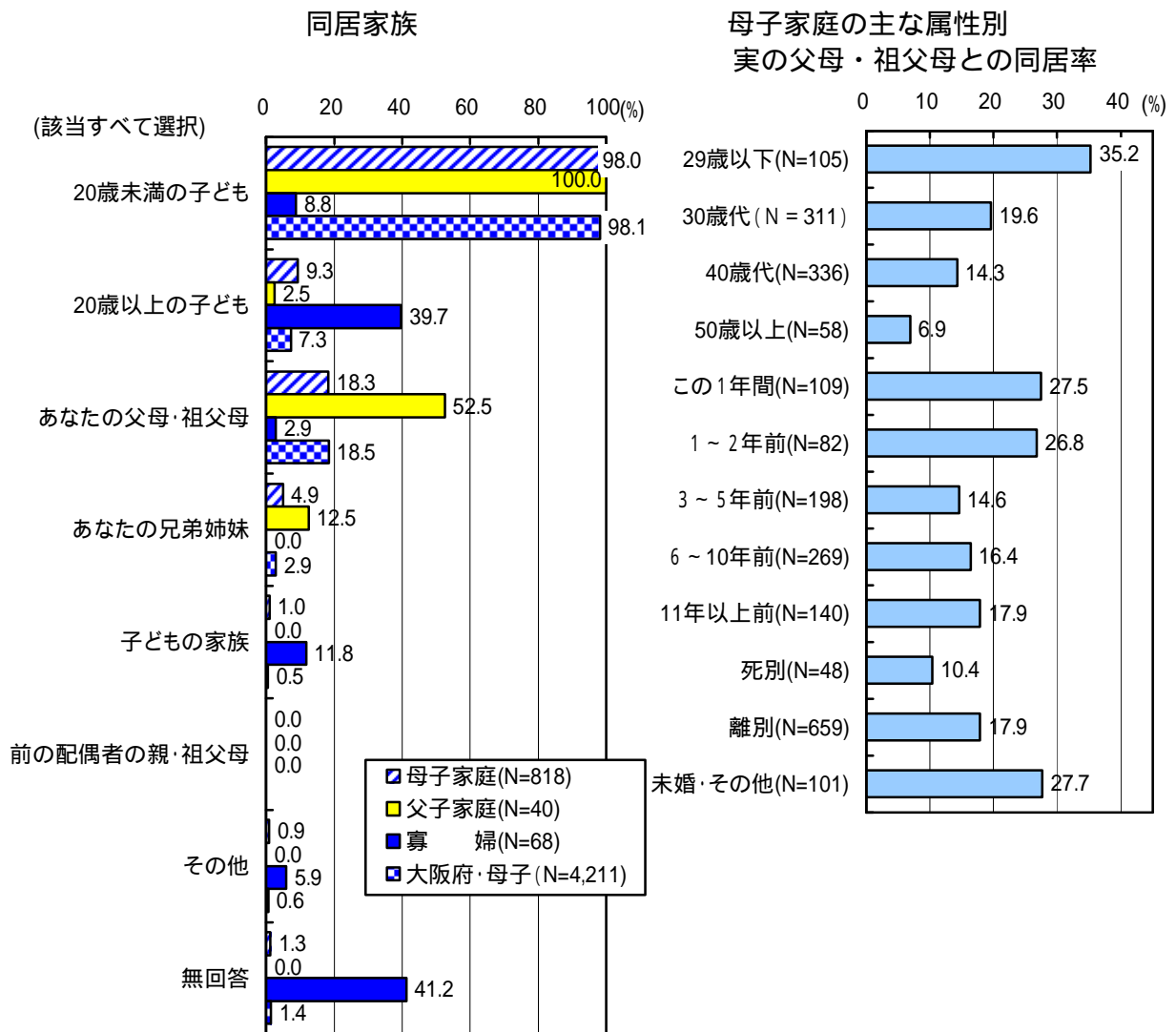
ひとり親家庭となった理由 / 大阪府調査・母子家庭



ひとり親家庭となった理由 / 前回調査



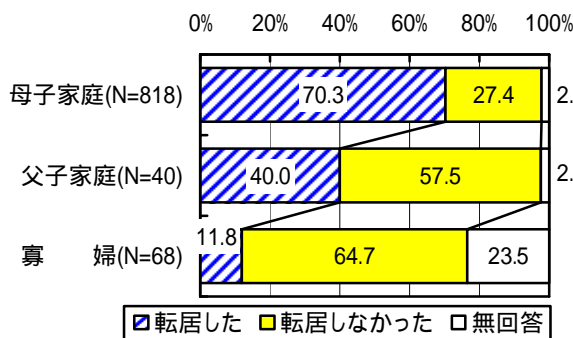
- 同居家族で、「父母・祖父母」と暮らしている人は、母子家庭が18%、父子家庭が53%、寡婦が3%で、母子家庭は大阪府調査と同程度です。
- 父子家庭の「父母・祖父母」との同居率は、前回調査に比べて23ポイントも高く、年齢層的に30歳代の増加や<離婚>率が高くなったことなどを反映しているものと思われます。
- 母子家庭の主な属性別に「実の父母・祖父母」との同居率をみると、年齢層別では29歳以下が35%と高く、ひとり親家庭となった時期別では「この1年間」及び「1～2年前」がそれぞれ28%、27%、ひとり親家庭となった理由別では「未婚・その他」が28%で、他に比べて高くなっています。



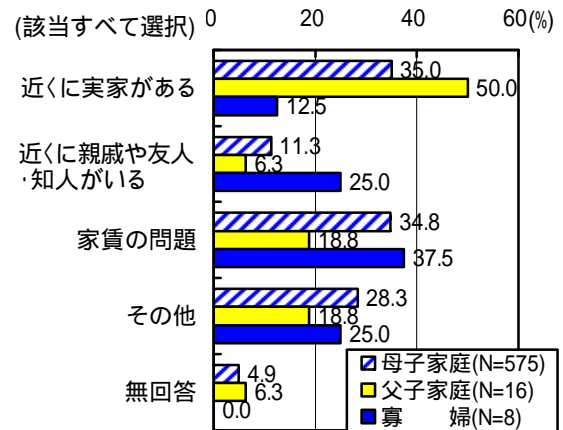
住まいの状況

- ひとり親家庭となった時の住まいの変化について、母子家庭では「転居した」が70%で、特に40歳代までは70%を超えています。父子家庭や寡婦は「転居しなかった」方が高く、それぞれ58%、65%です。
- 転居の主な理由としては、「近くに実家がある」や「家賃の問題」で、特に父子家庭は「近くに実家がある」が、寡婦は「家賃の問題」が高くなっています。

ひとり親家庭となった時の転居の有無

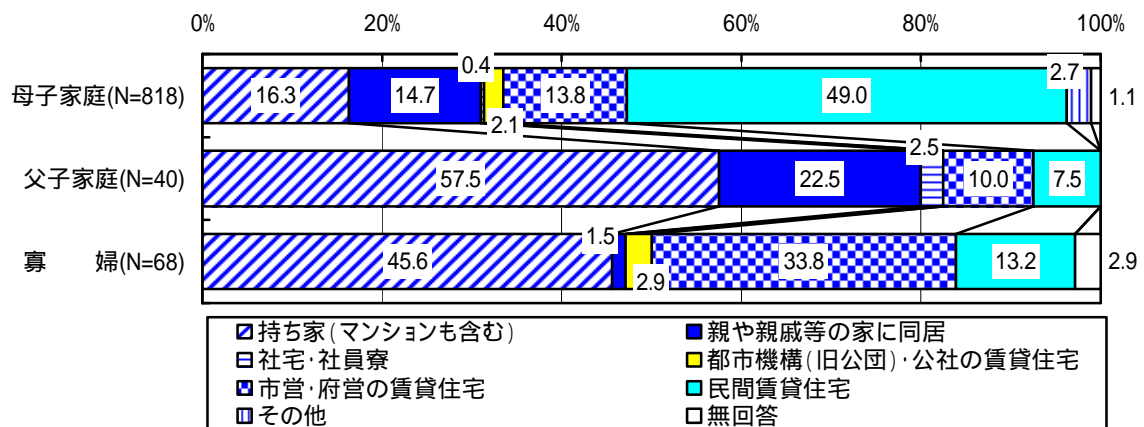


転居した理由（転居者）

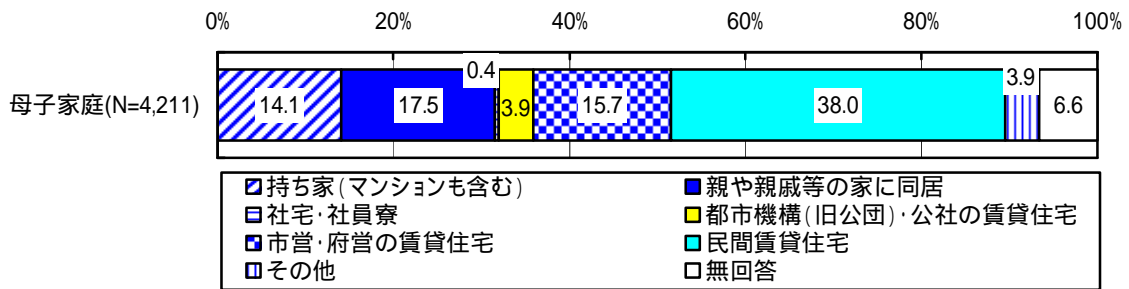


- 現在の住居形態は、母子家庭の場合、「民間賃貸住宅」が49%と半数を占め、合わせて<賃貸住宅>は65%とおよそ2/3を占め、大阪府調査の58%より高くなっています。中でも「民間賃貸住宅」率が大阪府調査より高くなっています。
- 父子家庭では、父母や祖父母との同居率が前回調査よりも高いことを反映し、「持ち家(マンションも含む)」が58%と特に高く、前回調査より11ポイントも高くなっています。
- 寡婦では、「持ち家」が46%で、前回調査より14ポイントも低く、一方、「市営・府営の賃貸住宅」は34%で、前回調査より19ポイントも高くなっています。<賃貸住宅>は合わせて50%と半数を占めます。

現在の住居形態

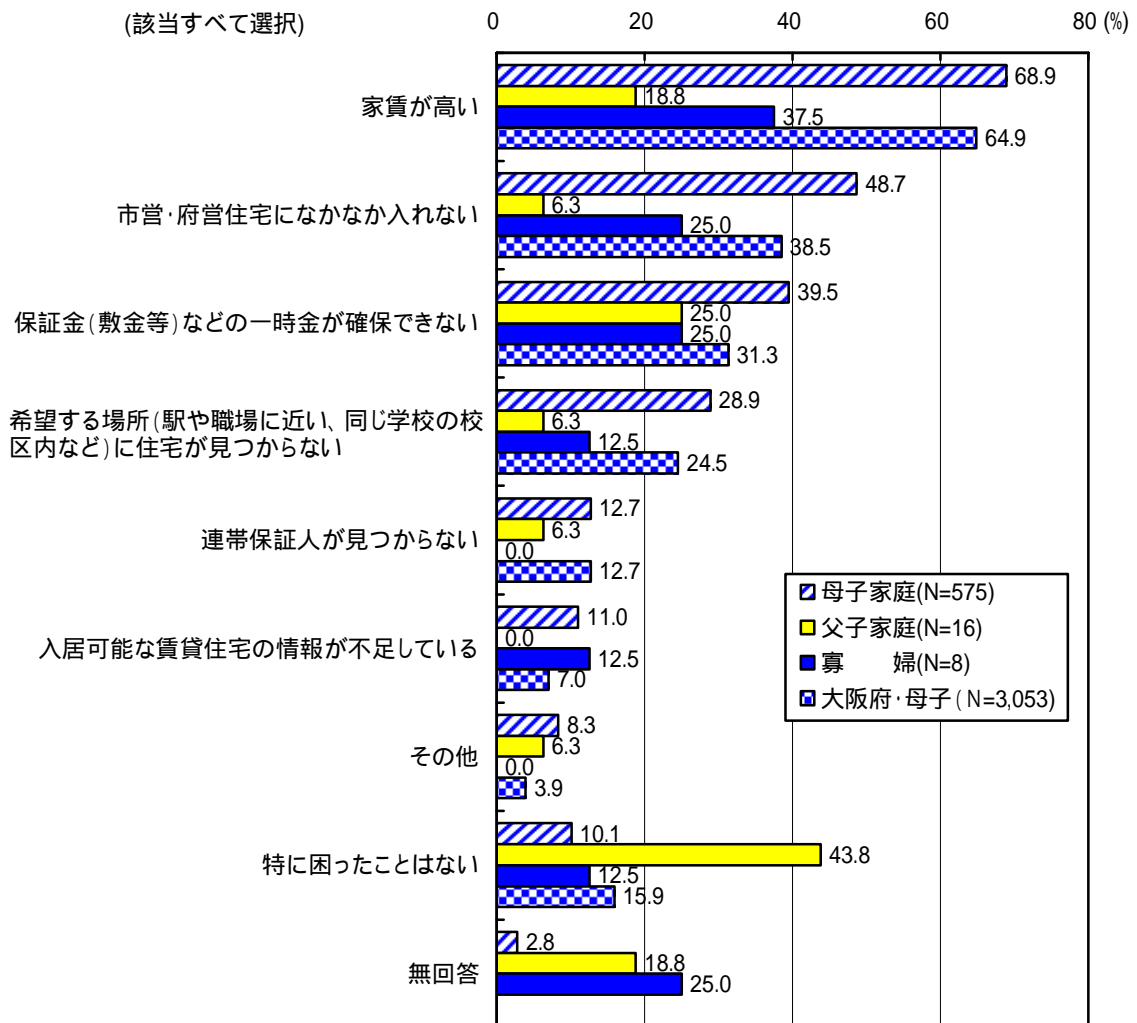


現在の住居形態 / 大阪府調査・母子家庭



- 住まいを探したり入居する時に困ったことは、母子家庭や寡婦は「家賃が高い」がトップで、それぞれ69%、38%、父子家庭は「保証金(敷金等)などの一時金が確保できない」が25%でトップとなっています。
- 母子家庭はその他に「市営・府営住宅になかなか入れない」や「保証金(敷金等)などの一時金が確保できない」「希望する場所(駅や職場に近い、同じ学校の校区内など)に住宅が見つからない」も高くなっています。

住まいを探したり入居する時に困ったこと

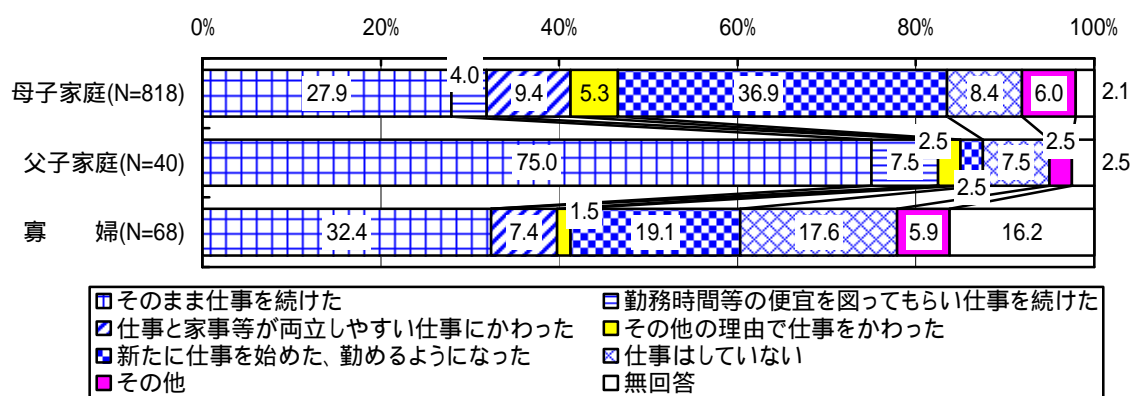


注) 大阪府調査は無回答を除いた母数で除した割合

仕事の状況と意識

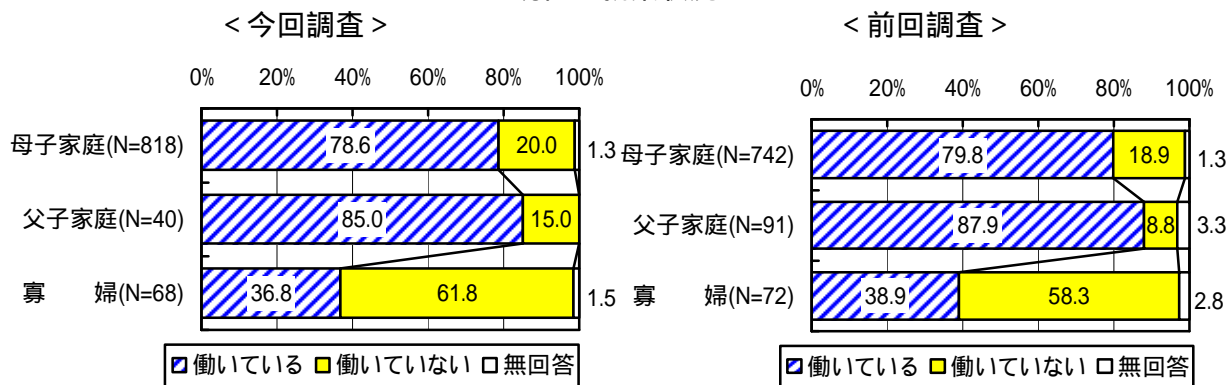
- ひとり親家庭となった時の仕事の状況について、母子家庭では「新たに仕事を始めた、勤めるようになった」が37%で最も高く、どの年齢層もおよそ40%で大差ありません。
- 父子家庭や寡婦は「そのまま仕事を続けた」が最も高く、特に父子家庭では75%と高く、母子家庭との経済的基盤の違いがあります。

ひとり親家庭となった時の仕事の状況

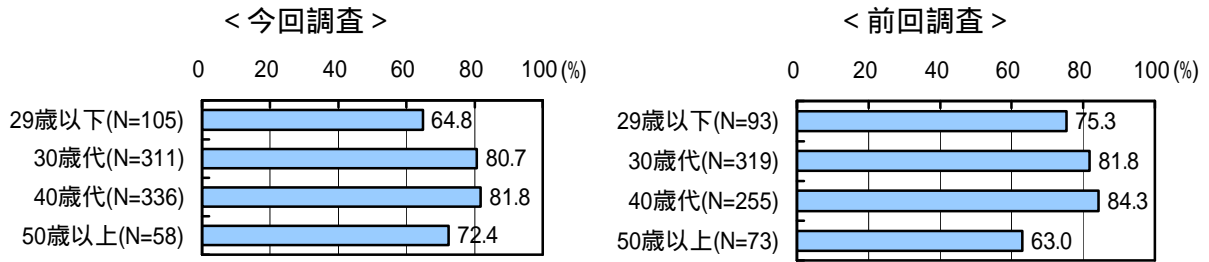


- 現在「働いている」人は、母子家庭が79%、父子家庭が85%となっていますが、寡婦は60歳以上が多いことから37%にとどまっています。母子家庭の就業率は大阪府調査の84%に比べて低く、「働いていない」が20.%となっており、大阪府の10%の倍となっています。
- 母子家庭の年齢層別では、30歳代や40歳代では80%を超えていますが、29歳以下は65%と低く、前回調査に比べて11ポイントも低くなっています。また、50歳以上は72%で、30歳代や40歳代に比べて低いものの、前回調査より9ポイントも高くなっています。

現在の就業状況

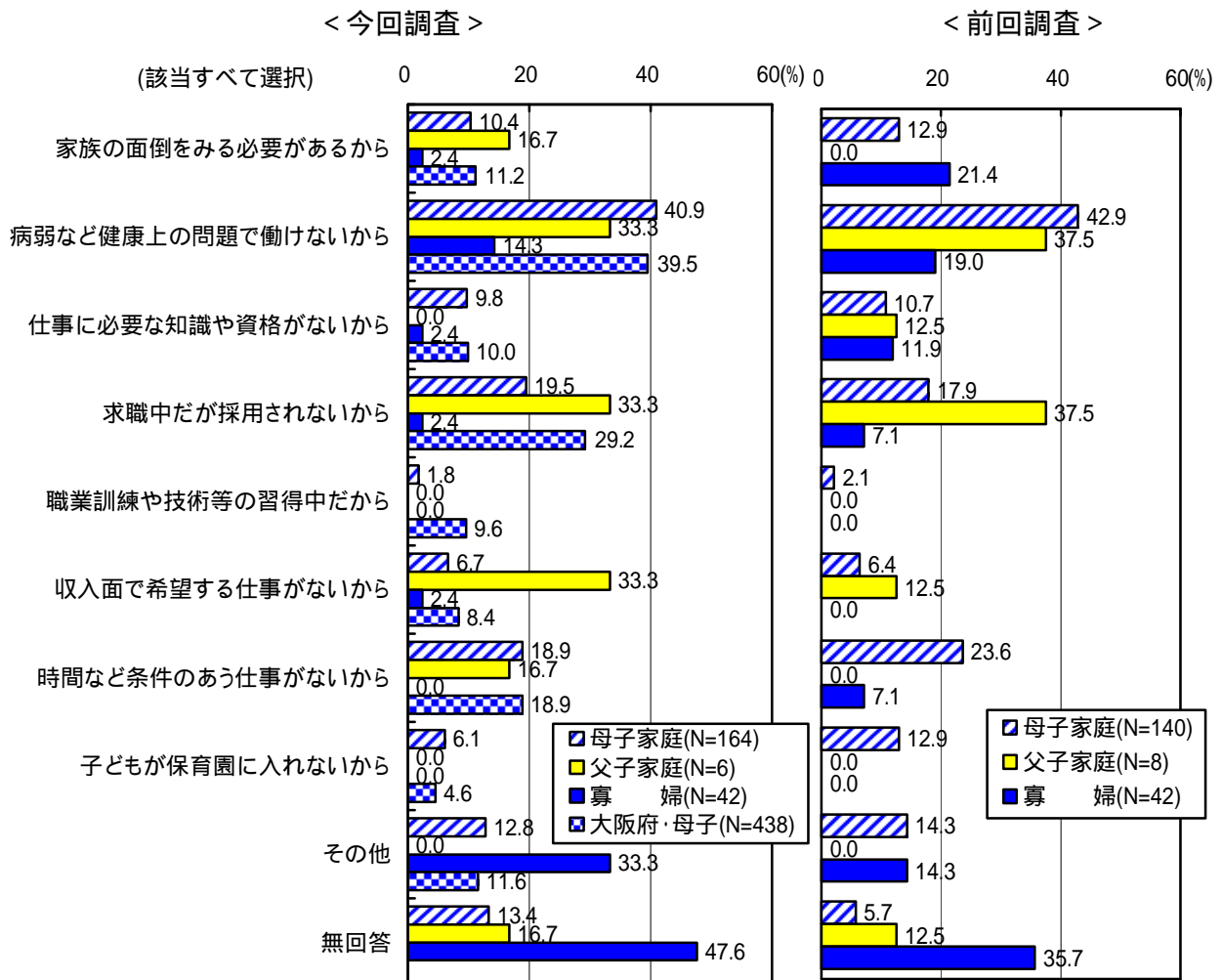


母子家庭年齢層別 就業率



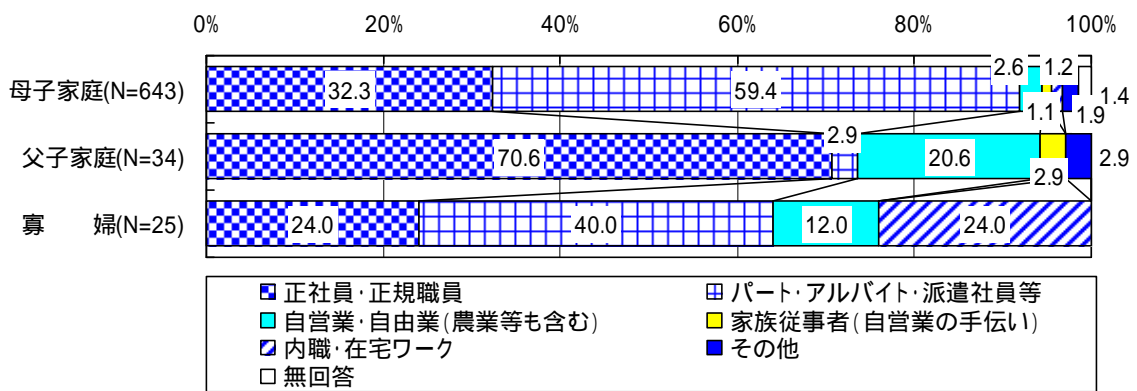
● 母子家庭で現在働いていない人の主な理由としては、「病弱など健康上の問題で働けないから」(41%)や「求職中だが採用されないから」(20%)、「時間など条件のあう仕事がないから」(19%)などで、前回調査と同様となっています。また、大阪府調査に比べて、「求職中だが採用されないから」や「職業訓練や技術等の習得中だから」が低い以外は、概ね同程度となっています(ただし、大阪府は無回答を除く率)。

未就業者の働いていない理由



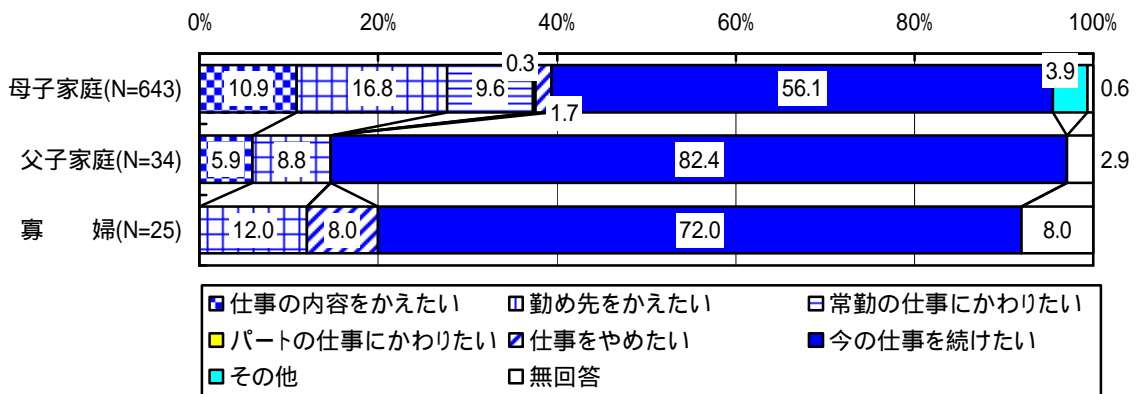
- 現在働いている人の就業形態について母子家庭では、「パート・アルバイト・派遣社員」が59%、「正社員・正規職員」が32%で、前回調査と大差なく、大阪府調査とも大差ありません。
- 父子家庭では、「正社員・正規職員」が71%で、前回調査より13ポイントも高く、また、「パート・アルバイト・派遣社員」は3%にすぎず、前回調査より11ポイントも低くなっています。
- 寡婦では、「パート・アルバイト・派遣社員」が40%で、前回調査より10ポイント低く、一方、「正社員・正規職員」及び「内職・在宅ワーク」がそれぞれ24%で、前回調査よりそれぞれ13ポイント高くなっています。

就業形態



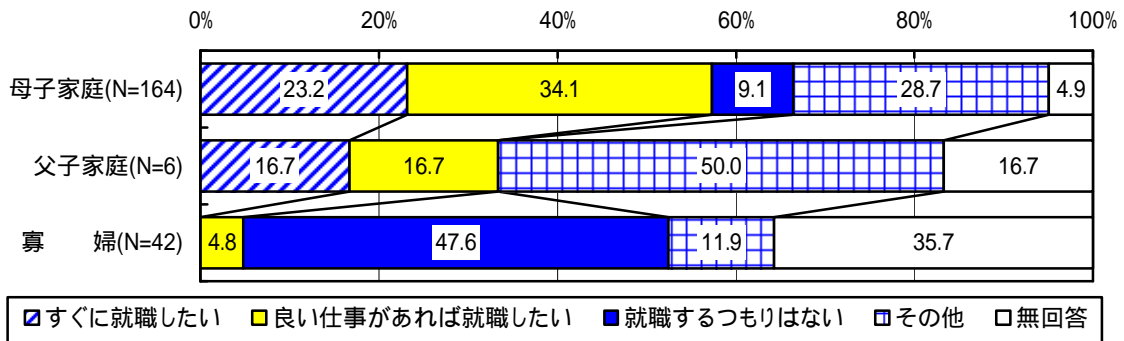
- 現在の仕事について母子家庭では、「今の仕事を続けたい」が56%、一方、仕事の内容を含め<かえたい・かわりたい>が合わせて38%です。
- 父子家庭や寡婦では、「今の仕事を続けたい」がそれぞれ82%、72%と高く、<かえたい・かわりたい>は父子家庭が15%、寡婦が12%です。

現在の仕事についての今後の意向



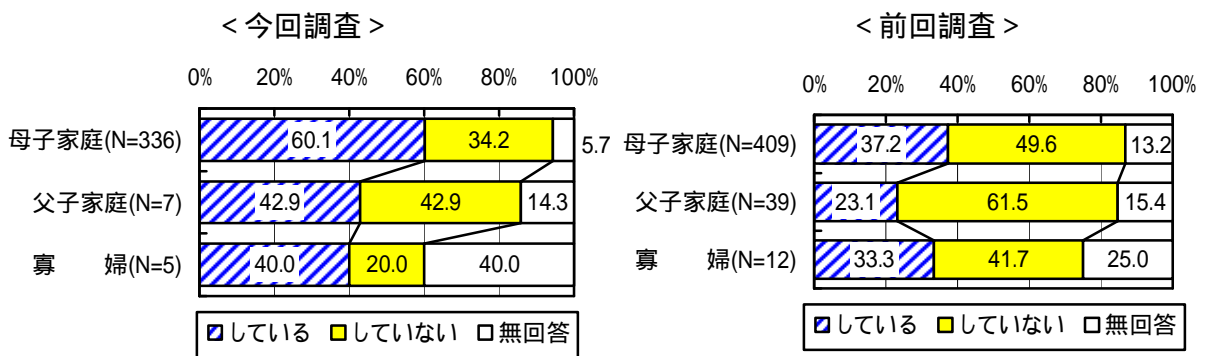
- 現在働いていない人の就職意向について母子家庭では、「良い仕事があれば就職したい」が34%、「すぐに就職したい」が23%で、合わせて<就職したい>意向を持つ人は57%です。

未就業者の今後の就職意向

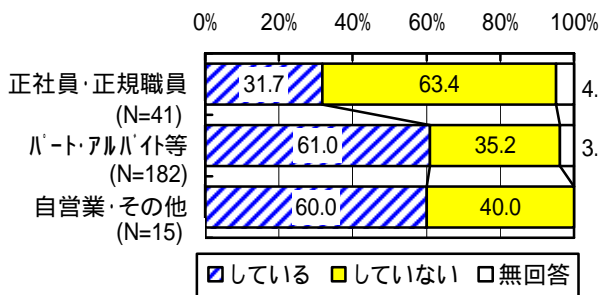


- 転職・就職希望者のうち、求職活動をしている人は母子家庭の場合、60%で、前回調査より23ポイントも高くなっています。
- 母子家庭の就業者で<仕事をかえたい>人の現在の就業形態別では、パート・アルバイト等の求職活動率は61%、自営業・その他の職業で60%と高く、未就業者で就職希望者は71%とさらに高くなっています。特に「すぐ就職したい」と思っている人は92%となっています。

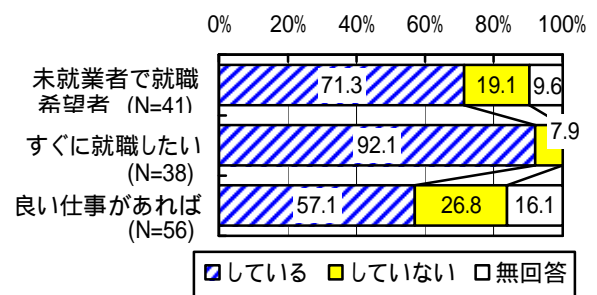
求職活動の状況



<母子家庭就業形態別>

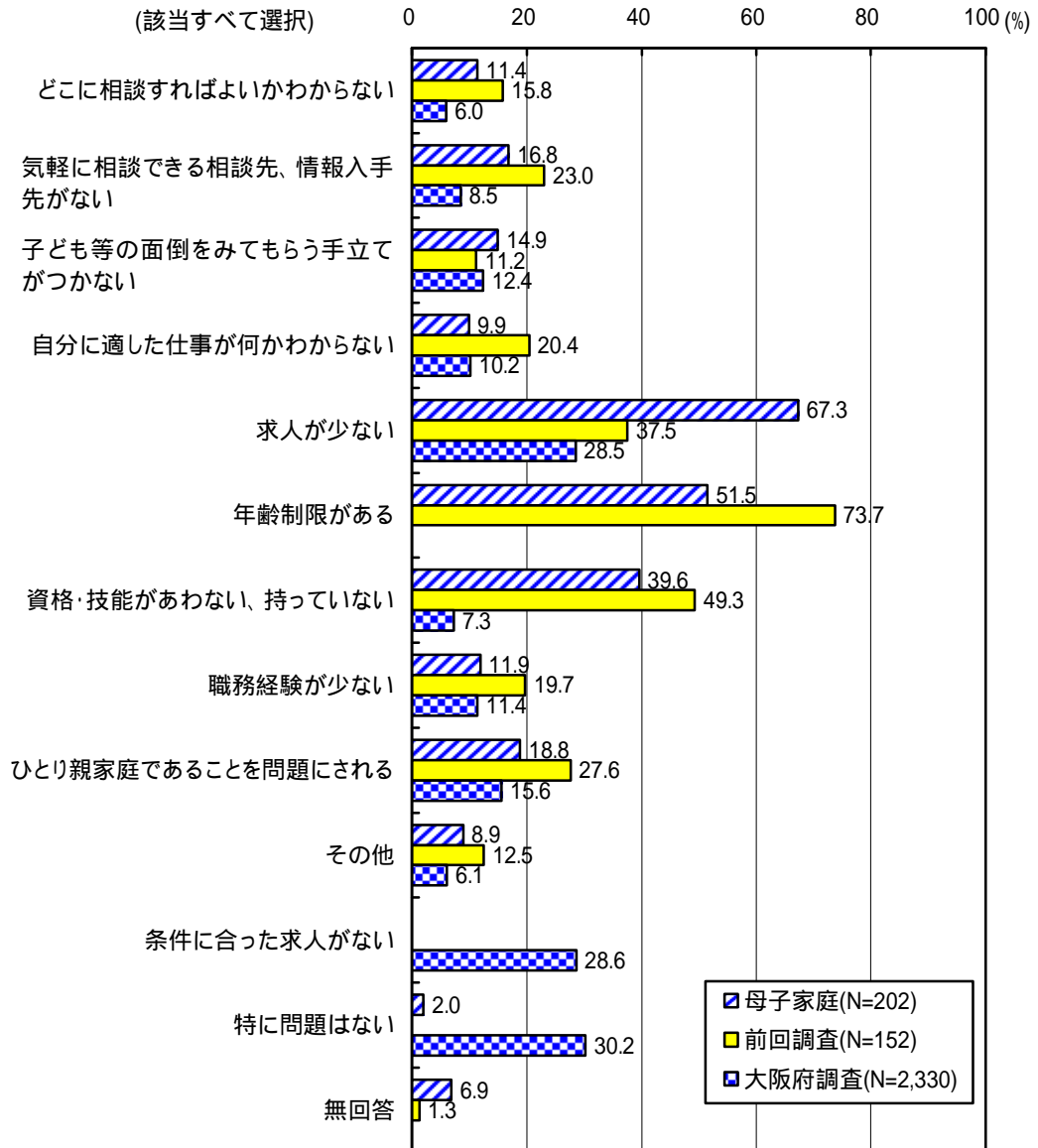


<母子家庭未就業者の就職希望別>



- 仕事を探している時の問題点について母子家庭の場合、「求人が少ない」が67%で最も高く、前回調査より30ポイントも高くなっています。次いで「年齢制限がある」が52%、「資格・技能があわない、持っていない」が40%などで、「子ども等の面倒をみてもらう手立てがつかない」以外は前回調査より低下しています。

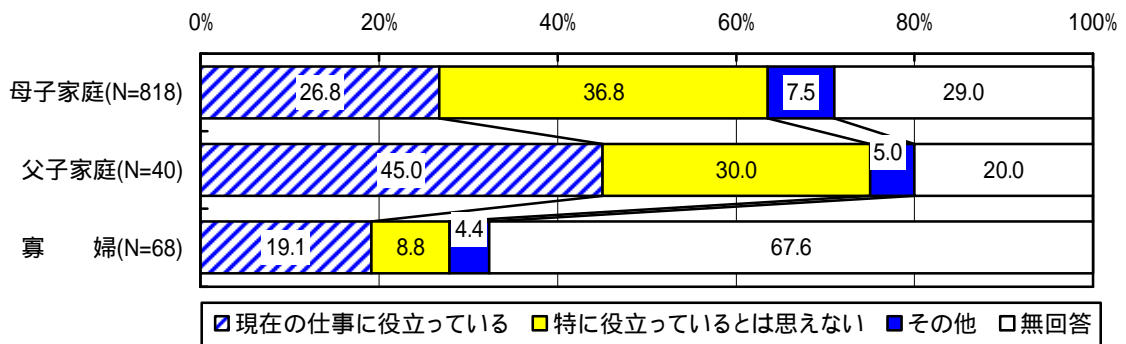
仕事を探している時の問題点



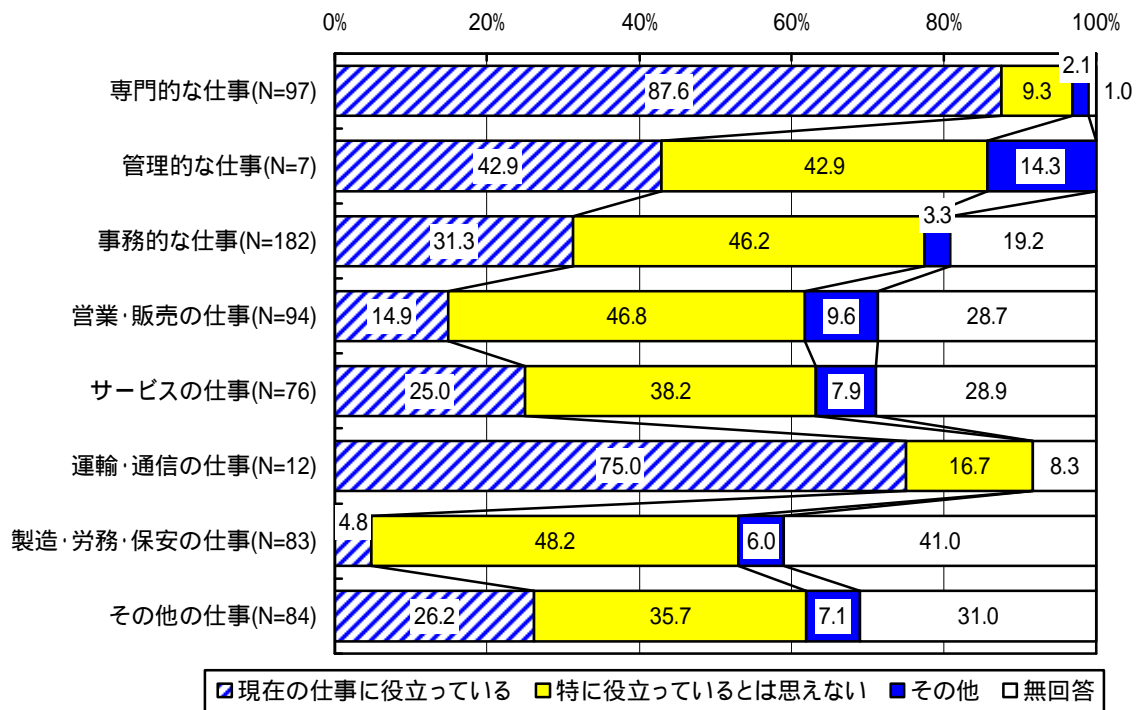
注) 父子家庭・母子家庭は該当回答者数がそれぞれ3人、2人と少ないため未掲載
「年齢制限がある」は門真市だけの項目で、「条件に合った求人がない」は大阪府だけの項目

- 資格や免許・技術などが「現在の仕事に役立っている」と回答した人は、母子家庭が27%、父子家庭が45%、寡婦が19%で、母子家庭では「特に役に立っているとは思えない」の方が37%と高くなっています。
- 母子家庭の就業者について職種別にみると、「現在の仕事に役立っている」は専門的な仕事では88%と高く、また、運輸・通信の仕事も75%と高くなっています。一方、「特に役立っているとは思えない」は事務的な仕事や営業・販売の仕事、製造・労務・保安の仕事などでおよそ半数となっています。

取得・習得した資格や技術は仕事や就職に役立ったかどうか



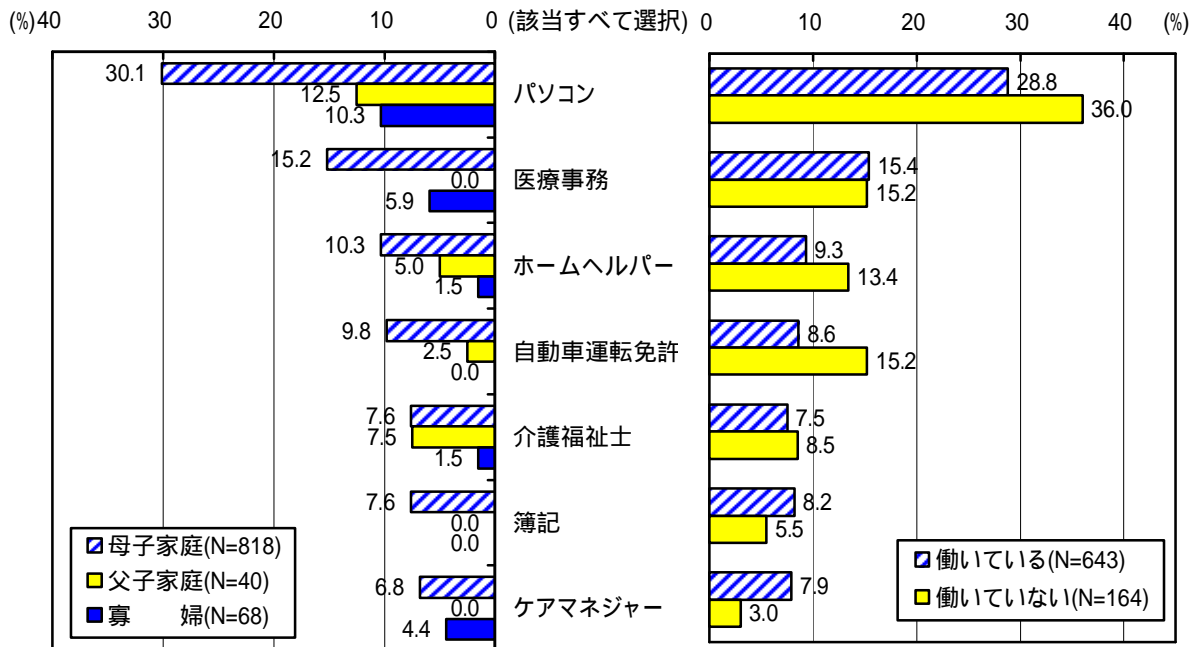
母子家庭職種別 取得・習得した資格や技術は仕事や就職に役立ったかどうか



- 今後、何らかの資格や免許・技術を取得・習得したい人は、「特にない」及び無回答を除くと、母子家庭が65%、父子家庭が25%、寡婦が18%です。
- どの家庭も、「パソコン」の希望が高く、母子家庭が30%、父子家庭が13%、寡婦が10%で、資格や免許・技術を取得・習得希望者の半数から60%となっています。
- 母子家庭の就業の有無別で何らかの資格や免許・技術の取得・習得を希望する人は、働いている人が64%、働いていない人が67%で、大差ありません。
- 働いている人も働いていない人も、「パソコン」の希望が最も高く、それぞれ29%、36%で、働いていない人の方が高くなっています。また、働いていない人は「ホームヘルパー」や「自動車運転免許」が、働いている人は「簿記」や「ケアマネジャー」がそれぞれよりも差がみられます。

今後、取得・習得したい資格や技術

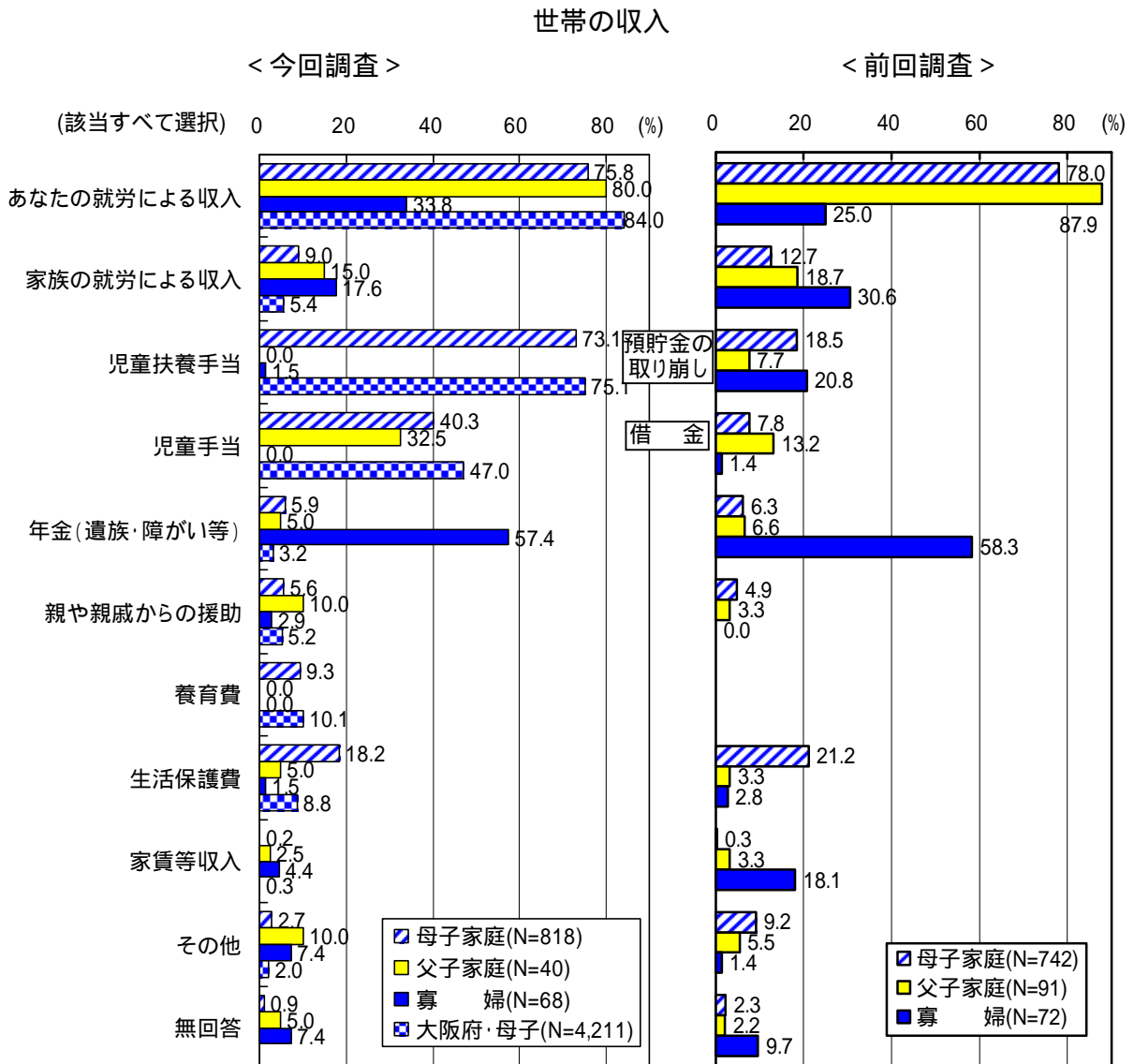
母子家庭の就業の有無別希望



注) 母子家庭の上位7位までを掲載

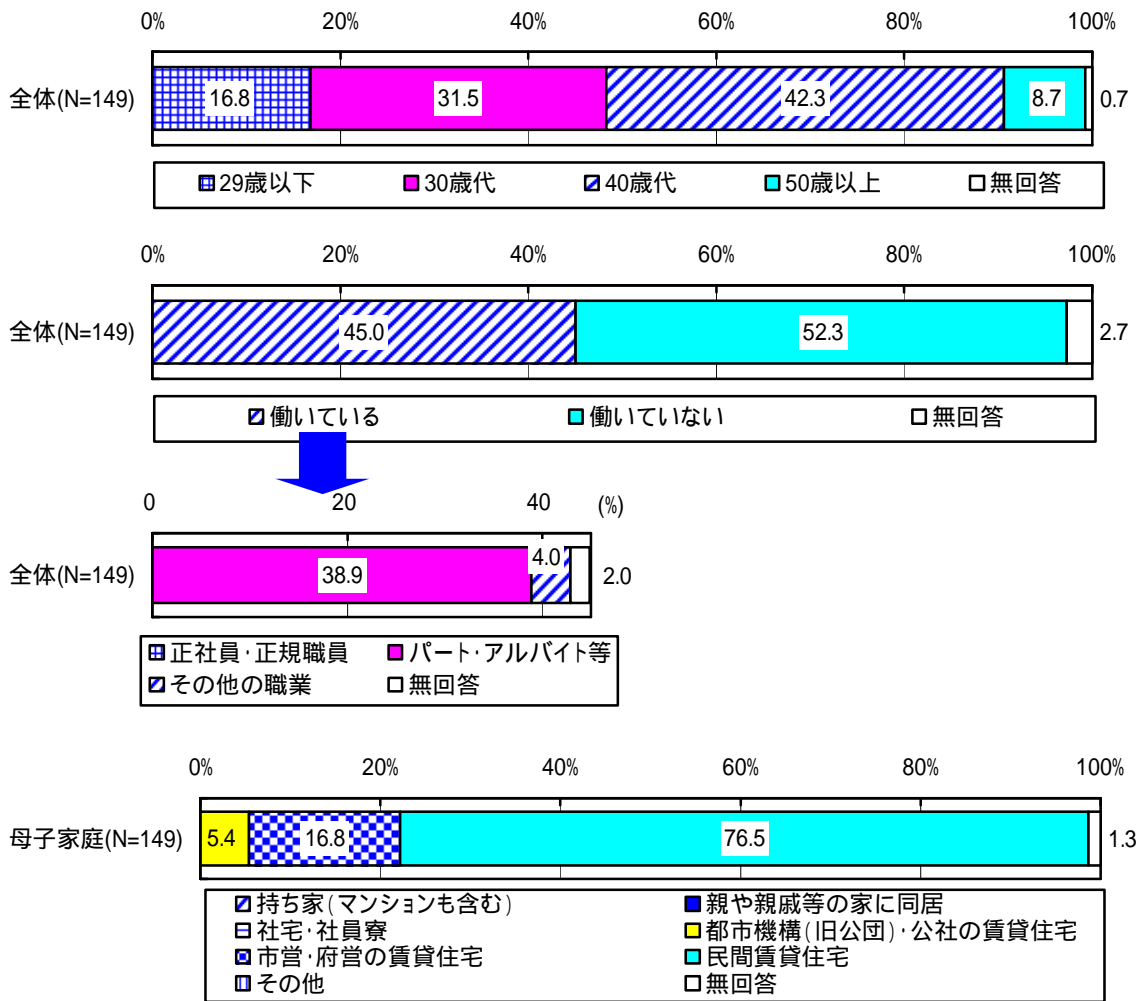
家計と生活の状況

- 世帯の収入については、「あなたの就労による収入」が、母子家庭は76%で、前回調査と大差ありませんが、大阪府調査より8ポイント低くなっています。また、父子家庭は80%で前回調査よりも8ポイント低く、寡婦は34%で前回調査よりも9ポイント高くなっています。
- 母子家庭の「生活保護費」は18%で、前回調査よりも3ポイント低くなっていますが、大阪府調査の倍となっています。



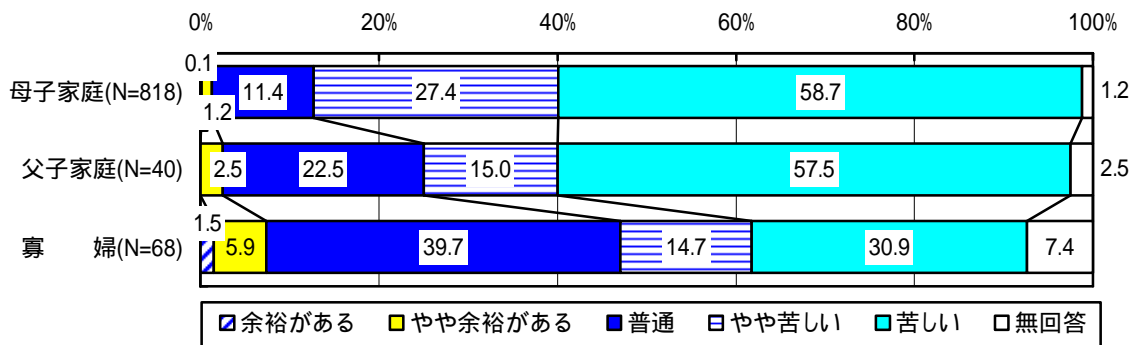
- 母子家庭の「生活保護費」の受給家庭の属性をみると、40歳代が42%で最も多いものの、29歳以下及び30歳代が合わせて48%と半数を占めます。また、「働いていない」が52%、「働いている」場合は大半が「パート・アルバイト等」で、住まいは持ち家は該当がなく、大半が<賃貸住宅>で、「民間賃貸住宅」が77%となっています。

母子家庭の生活保護費の受給家庭の構成



- 生活状況が「苦しい」及び「やや苦しい」を合わせると、母子家庭は86%で、前回調査の77%より高くなっています。
- 父子家庭は73%、寡婦は46%で、前回調査と大差ありません。

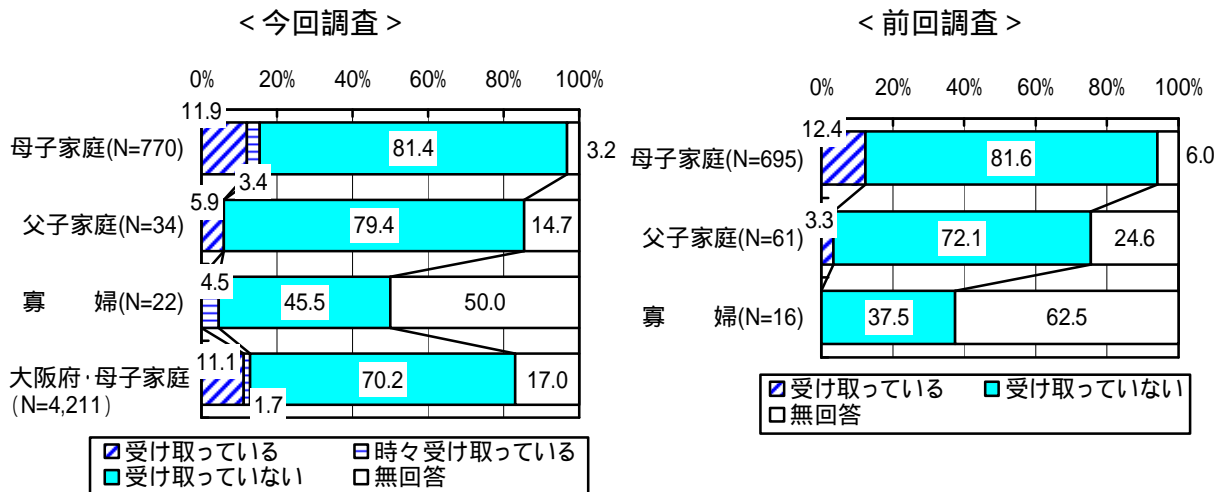
現在の経済的な生活状況



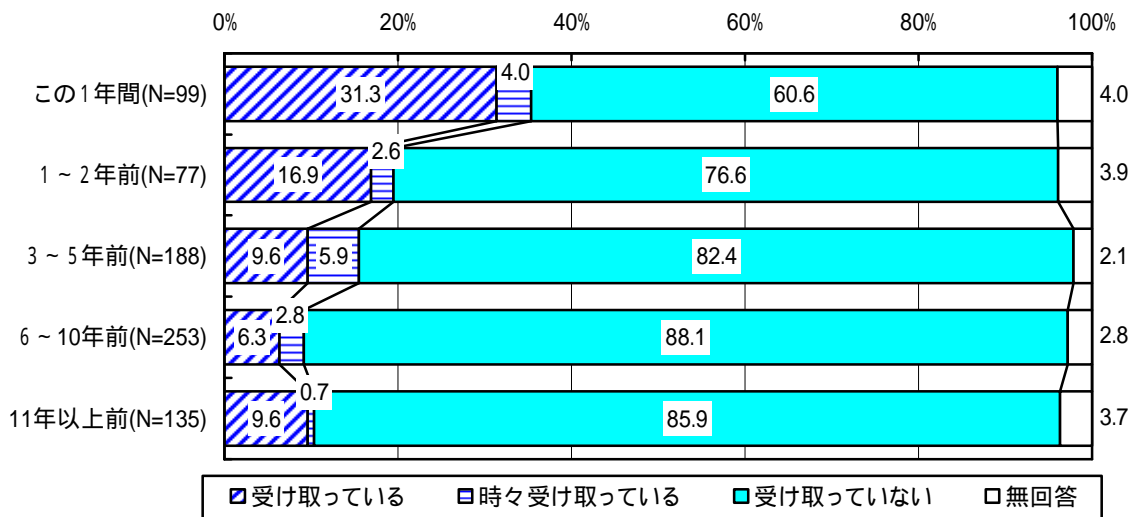
養育費の状況

- 死別以外の家庭のうち、養育費を「受け取っている」及び「時々受け取っている」人は合わせて、母子家庭が15%で、前回調査（「受け取っている」のみ）より3ポイントですが高く、また、大阪府調査より2ポイント高くなっています。
- 母子家庭のひとり親家庭となった時期別では、この1年間では35%が＜受け取っている＞とし、おおむね時期がさかのぼるほどこの率は低下しています。

養育費の受け取り状況

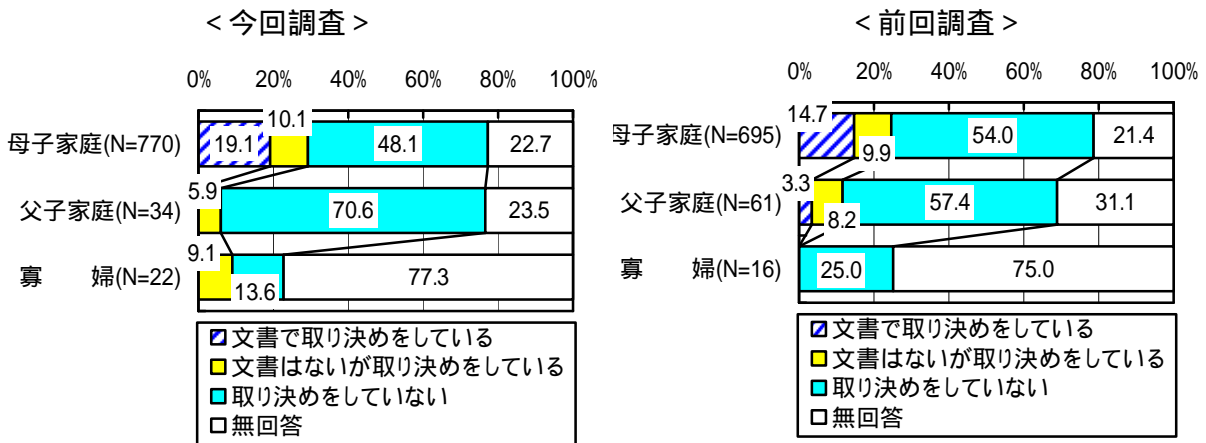


母子家庭のひとり親家庭となった時期別 養育費の受け取り状況



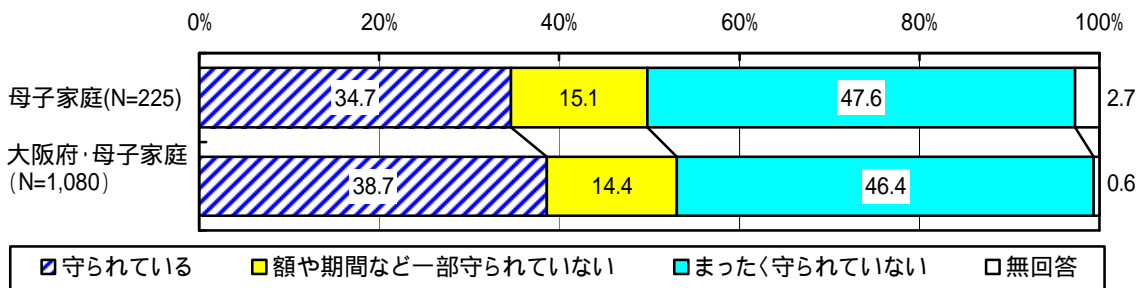
- 養育費について、母子家庭では「文書で取り決めをしている」が19%、「文書はないが取り決めをしている」が10%で、合わせて＜取り決めをしている＞人は29%で、前回調査より5ポイント高くなっています。また、大阪府調査の何らかの＜取り決めをしている＞の26%よりも3ポイント高くなっています。

養育費に関する取り決めの状況

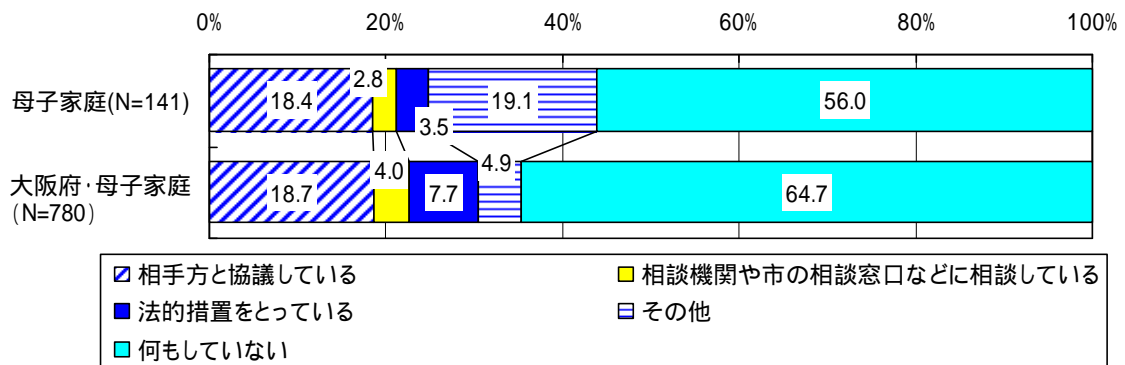


- 養育費の取り決めについて、母子家庭では「守られている」が35%、「額や期間など一部守られていない」が15%、「まったく守られていない」が48%です。
- 養育費の取り決めが守られていないことに対して、母子家庭では「相手方と協議している」が18%など、何らかの行動をしている人が合わせて44%、一方「何もしていない」が56%で、「何もしていない」方が高くなっています。大阪府調査に比べて何らかの行動をしている人が高くなっています。

養育費の支払い状況



守られていないことに対する状況

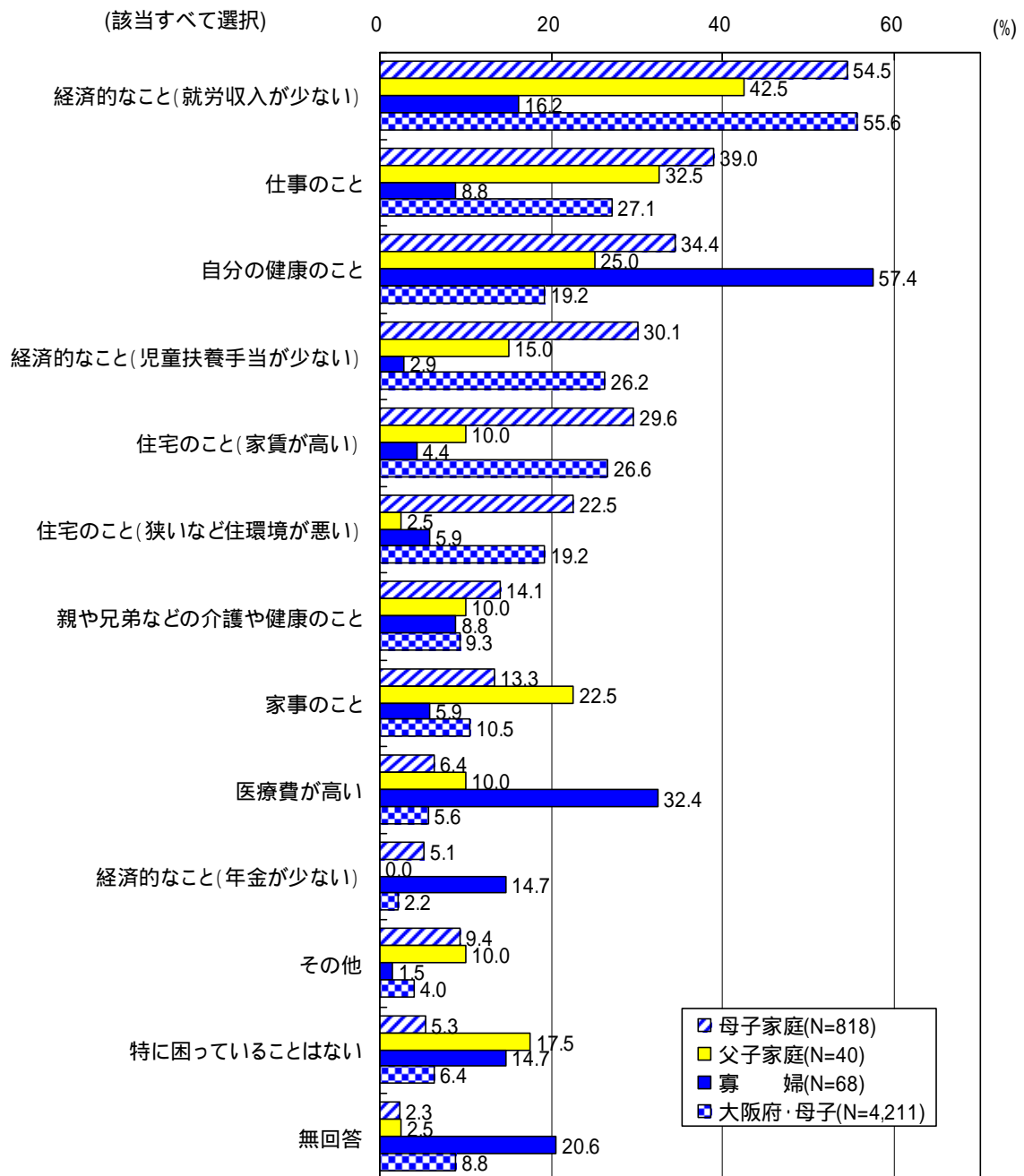


注) 大阪府調査は、1つ選択が複数回答が多いため、複数回答数を母数として集計

困りごと

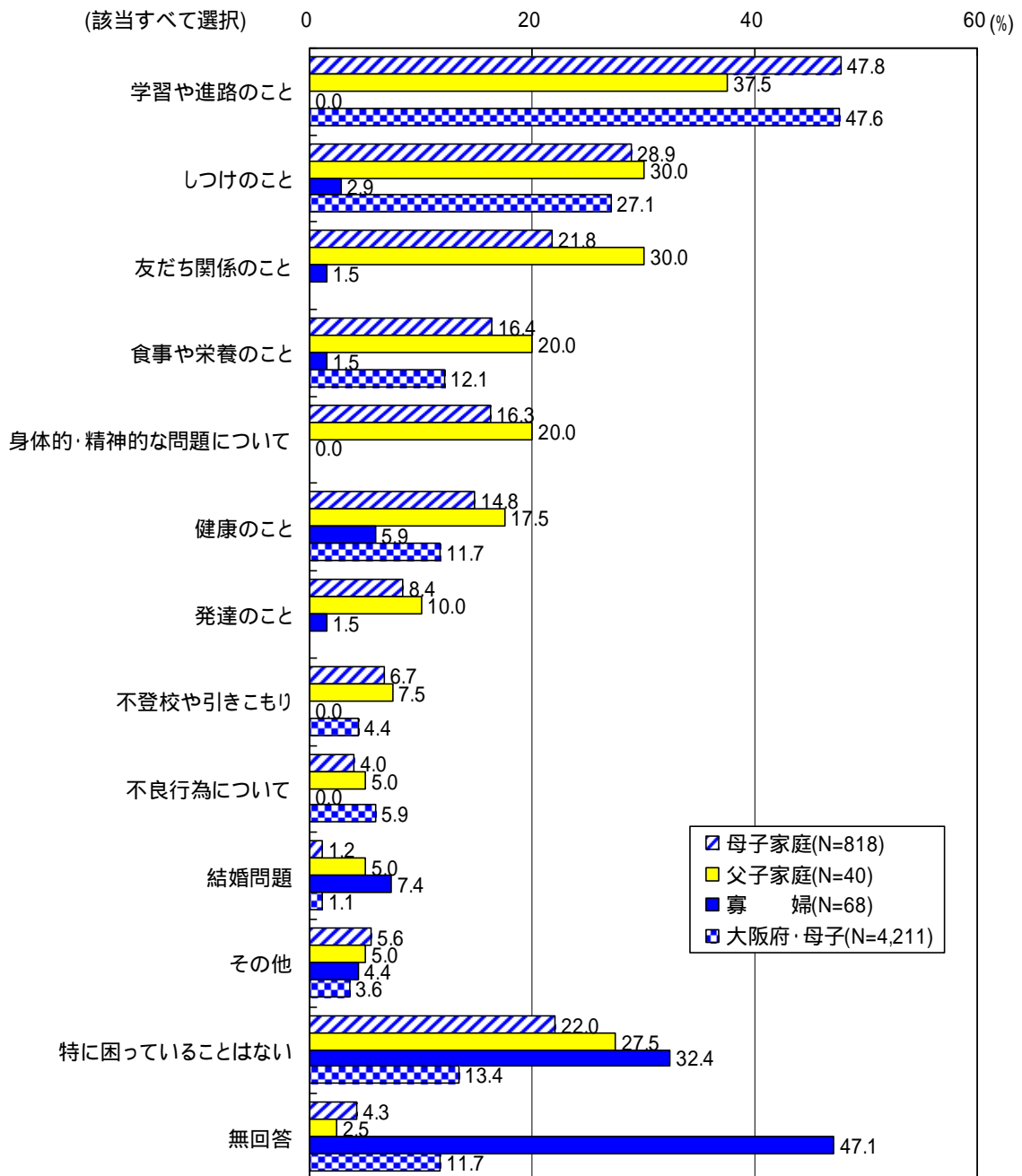
- 自分のことで困っていることは、母子家庭も父子家庭も「経済的なこと(就労収入が少ない)」がトップで、それぞれ55%、43%です。次いでどちらも「仕事のこと」「自分の健康のこと」などが続き、父子家庭では続いて「家事のこと」が23%と20%を超えています。
- 寡婦は「自分の健康のこと」が57%でトップ、次いで「医療費が高い」が32%など、60歳以上の人が多いことを反映し、医療や健康問題が上位にあげられます。

現在、自分のことで困っていること



- 子どものことで困っていることは、母子家庭も父子家庭も「学習や進路のこと」がトップで、それぞれ48%、38%です。次いでどちらも「しつけのこと」「友だち関係のこと」などが続きます。
- 寡婦は困っていると回答した人は21%で、そのうち「結婚問題」が7%でトップ、次いで「健康のこと」などで、成人の子どもが多いことを反映し、母子家庭や父子家庭に比べてあげる率が低くなっています。

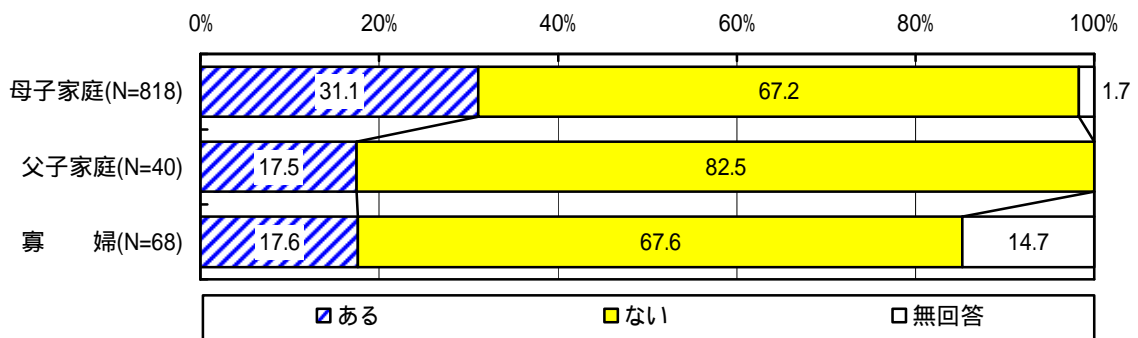
現在、子どものことで困っていること



注)大阪府調査で数値の表示がないものは項目未設定で、逆に門真市が未設定のその他の項目として「教育費が高い」が29.4%、「就職」が5.3%となっています。

- 偏見を感じたことが「ある」は、母子家庭が31%、父子家庭及び寡婦がそれぞれ18%です。
- 偏見を感じたことの詳細な記述の中で、母子家庭は就職活動の時や面接時、出張・夜勤の時、子どもが病気で欠勤する時など、「仕事のこと」が最も多く、そのほかには「住宅を借りる時」や「子どもの友だち関係」「経済的なこと」「人の目や口」などとなっています。
- 父子家庭では、児童扶養手当等の経済的支援がないことが大半で、寡婦は「住宅を借りる時」などとなっています。

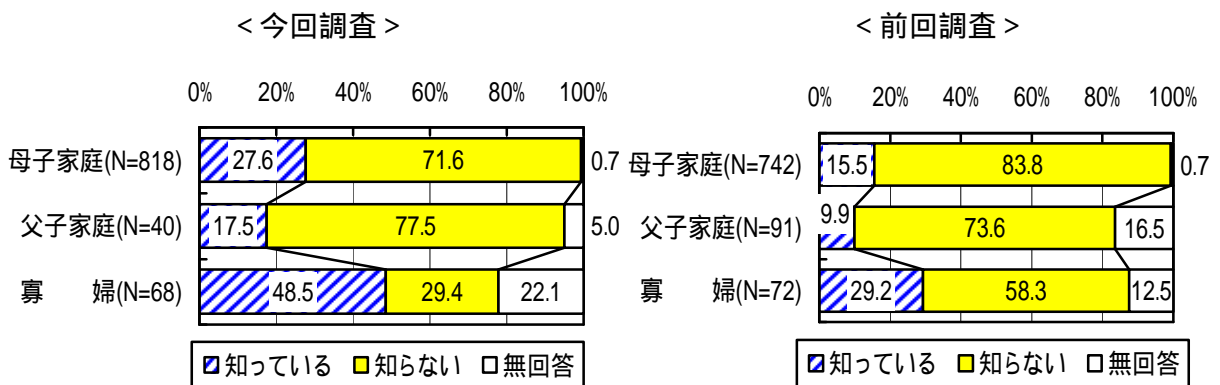
ひとり親家庭での偏見を感じたことの有無



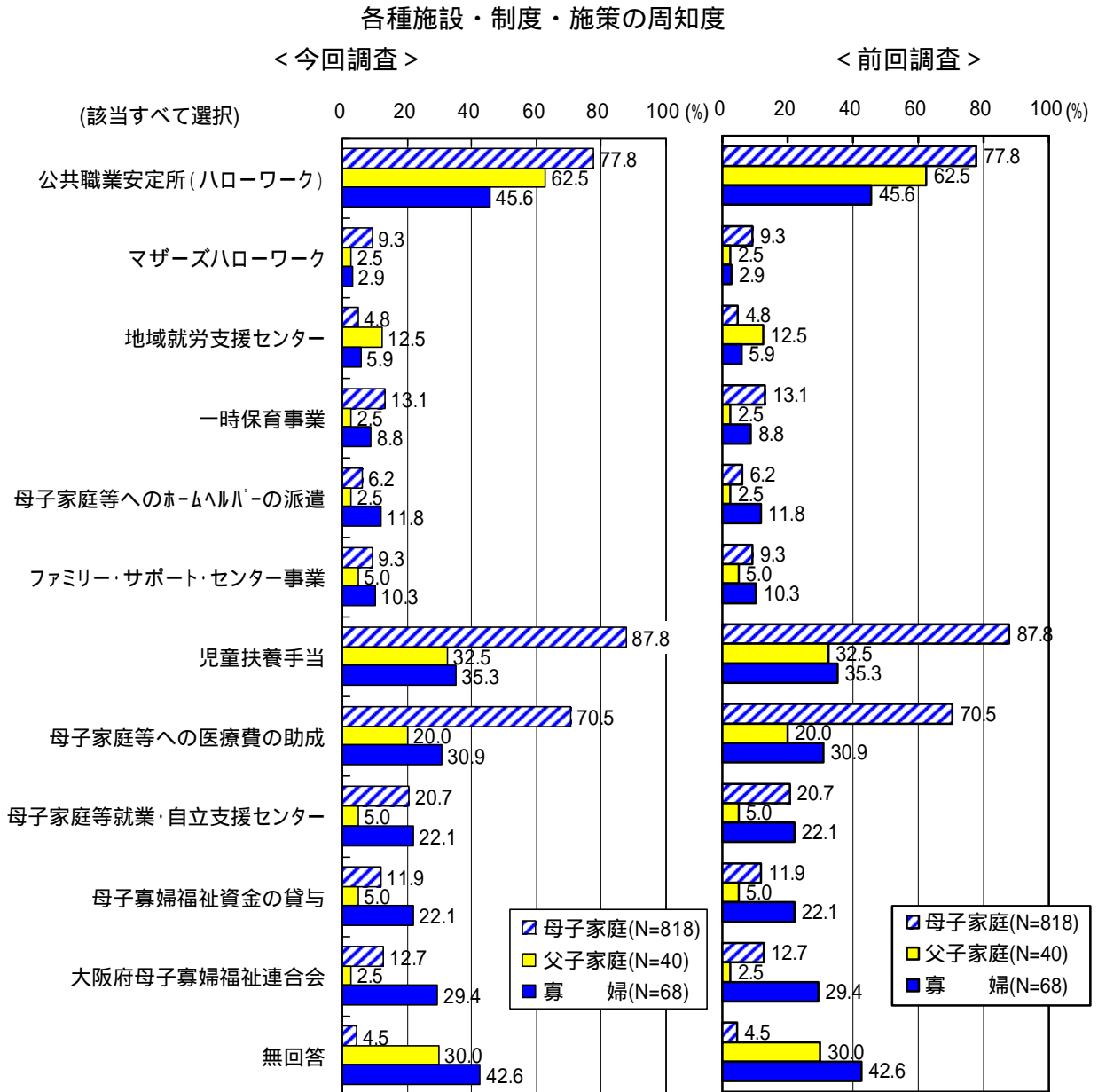
ひとり親家庭に対する施策の充実に向けて

- 母子自立支援員について「知っている」は、母子家庭が28%、父子家庭が18%、寡婦が49%で、いずれの家庭も前回調査よりは高くなっています。

母子自立支援員による相談の周知度



- 各種施設・制度・施策の周知度については、母子家庭では「児童扶養手当」が88%で最もよく知られていて、前回調査より17ポイントも高く、次いで「公共職業安定所」が78%、「母子家庭等への医療費の助成」が71%で、これらも前回調査より周知度が高くなっています。しかし、前回調査にはなかった「マザーズハローワーク」は9%と低い状況です。



- 支援策として望むことのトップは、母子家庭が「年金・児童扶養手当の拡充」(58%)、父子家庭が「子どもの就学援助の拡充」(43%)、寡婦が「医療費負担の軽減」(31%)で、いずれも経済的支援となっています。
- また、母子家庭は「公営住宅の増設・優先入居の推進」や「医療費負担の軽減」「母子家庭の母等の雇用を促進する企業への支援」が30%を超えています。

自立や生活の安定を図るための支援策として望むこと



3 母子家庭等自立促進計画に基づく事業の実施状況及び評価

平成18年3月策定の「門真市母子家庭等自立促進計画」では、6つの施策の基本方向の基に施策の目標を設定しています。見直しに際して、これまでの事業の取り組みについて総括します。

基本方向1 相談支援・情報提供

施策の目標	実施状況
情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援制度やサービスをホームページに掲載するとともに、概要資料を配布しています。制度改正や新しいサービスが施行された場合は、随時広報紙に掲載しています。 ● かどま子育てガイドをはじめとする、ひとり親家庭等に関する各種制度資料及び施策案内等のリーフレットを窓口で配布しています。
母子自立支援員による相談事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 母子自立支援員による相談指導件数は、年々増加し、平成20年度には365件となりましたが、平成21年度は243件に減少しました。特に離婚前の相談件数が平成20年度の172件が平成21年度には81件と半減しました。母子・寡婦に対する相談件数は平成20年度の193件が平成21年度には162件と減少しました。内容的には、離婚前は生活一般のことが63%を占め最も多く、離婚後の母子・寡婦は経済的支援が65%で、中でも母子福祉資金の貸付が77%を占めています。 ● 母子自立支援員による相談は、母子・寡婦共に5年前調査より周知度が高くなっており、今後も一層の周知が必要です。
各種相談事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● さまざまな担当部局において、各種相談を実施していますが、母子家庭等として区別して集計されていないため、相談の種別・項目・内容を次ページに記載しています。
地域における支援体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 市と門真市母子寡婦福祉会との共催により、ひとり親家庭相談会を毎月1回開催しています。また、支援を必要とする児童に毎月1回、かどま・子ども家庭サポーターの会との協働でグループ指導を実施しています。 ● 校区福祉委員会では、小地域ネットワーク活動のグループ援助活動として、世代間交流や子育て援助活動などを実施しています。

「情報提供の充実」については、支援制度・サービスの概要資料である「かどま子育てガイド」を作成するとともに、市ホームページにも掲載しており、検討事項であったものが実施済みとなっています。

また、「母子自立支援員による相談事業の充実」や「各種相談事業の充実」については、母子自立支援員による相談の周知度の向上が図られ、離婚前及び離婚後の相談にもきめ細やかな対応に努めていますが、身近な地域の相談窓口機能を有する民生委員児童委員などとの連携や、各担当部局で実施している各種相談事業との連携を図り、より総合的な助言・指導、支援を行う必要があります。さらに、寡婦の健康不安に対しては、休日の健康相談等の周知を徹底する必要があります。

このほか、平成22年度から、ひとり親家庭の生活保護受給世帯に対して、子どもの健全育成を目的に、保護者から依頼があった場合、退職教諭などが生活指導や進路指導を行う事業に取り組んでいます。

「地域における支援体制づくり」では、校区福祉委員会によりひとり親家庭に限らず、子育て家庭に対して、小地域ネットワーク活動のグループ援助活動として、「子どもとのふれあい交流」や「子育て支援活動」などを行っている地域があります。子どもの健やかな育ちを見守り、支援する上で、このような地域の活動は重要な役割を果たすことから、市社会福祉協議会と連携・協力しあい、活動を促進することが必要です。

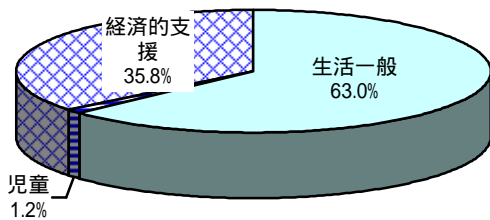
また、NPO法人による子どもの学習支援の取り組みも行われています。

母子自立支援員相談指導件数の推移

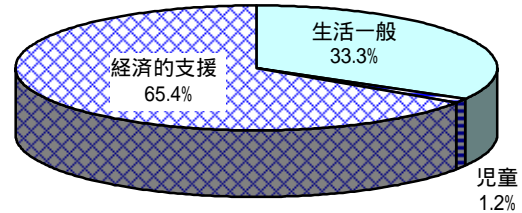
項目	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合計
離婚前(件)		110	48	139	172	81	550
母子・寡婦(件)		38	109	154	193	162	656
合計(件)		148	157	293	365	243	1,206

資料: 子育て支援課調べ

離婚前の内容別構成(平成21年度)



母子・寡婦の内容構成(平成21年度)



各種相談

種別	項目	内容
市民相談	相談内容	生活の中の身近な問題や市政全般の相談、苦情、要望、ご意見など(電話または面談、予約不要)
	相談日時	月～金曜日(祝日は除く)9時～17時30分
	担当者	市職員
	担当課	秘書広報課
法律相談 交通事故	相談内容	損害賠償、示談、調停申し立てなど、交通事故解決のための法律相談(面談、予約制、1人30分)
	相談日時	火曜日(祝日は除く)13時～16時30分
	担当者	弁護士
	担当課	秘書広報課
登記相談	相談内容	相続登記、土地境界問題などに関する相談(面談、予約制、1人30分)
	相談日時	第3水曜日(祝日は除く)13時～15時
	担当者	司法書士、土地家屋調査士
	担当課	秘書広報課
行政相談	相談内容	国、府、公社、公団に対する相談、苦情、要望、ご意見など(面談、予約不要)
	相談日時	第1水曜日(祝日は除く)13時30分～15時30分
	担当者	行政相談委員
	担当課	秘書広報課

種別	項目	内容
こころの相談	相談内容	家庭や人間関係の問題など、いろいろな思いを心に抱えている人の相談(面談、予約制、1人45分)
	相談日時	第2木曜日(祝日は除く)13時～16時
	担当者	臨床心理士
	担当課	秘書広報課
人権相談	相談内容	日常生活で生じる人権問題の相談(面談、予約不要)
	相談日時	第2・第4水曜日(祝日は除く)13時30分～15時30分・人権擁護委員
	担当者	月曜～金曜日(祝日は除く)9時30分～17時30分・門真市人権協会相談員
	担当課	人権政策課
家庭児童相談	相談内容	子育てや家族のことなど、子どもを取り巻くいろいろな問題についての相談(電話または面談、予約不要)
	相談日時	月～金曜日(祝日は除く)9時～17時30分)
	担当者	家庭児童相談員
	担当課	子育て支援課
母子 相談	相談内容	母子家庭や寡婦の方の生活全般、自立のための相談(電話または面談、予約制)
	相談日時	月・火・木・金曜日(祝日は除く)9時～17時
	担当者	母子自立支援員
	担当課	子育て支援課
健康相談	相談内容	生活習慣病予防やがん予防、妊産婦・乳幼児の心身の健康に関する相談(面談、予約制、1人30分)
	相談日時	月・金曜日(祝日は除く)13時～15時
	申込方法	相談日の週の月曜日の9時30分から電話で(先着順)
	担当者	保健師
	担当課	健康増進課
休日 の健康相談	相談内容	40歳以上の人やその家族を対象に、保健福祉センター診療所での心身の健康に関する相談(面談、予約不要)
	相談日時	日曜日、祝日(年末・年始は除く)14時～16時
	担当者	医師
	担当課	健康増進課
支援 相談	相談内容	進路選択や奨学金などの相談(面談、予約制)
	相談日時	毎週月曜日(月曜日が休日の場合は翌日火曜日)13時30分～17時30分
	担当者	専門相談員
	担当課	学校教育課
青少年 相談	相談内容	不登校、いじめ、交友、学校生活や家庭の悩みなど、青少年に関するあらゆる相談(電話または面談、予約不要)
	相談日時	火～土曜日(祝日は除く)9時～12時、13時～17時30分
	担当者	青少年相談員
	担当課	青少年相談室
消費 生活 相談	相談内容	消費生活に関する問い合わせや相談(電話または面談、予約不要)
	相談日時	月～金曜日(祝日は除く)9時30分～12時、13時～17時30分
	担当者	消費生活相談員
	担当課	生活産業課
就労 支援 相談	相談内容	障がい者や母子家庭、中高年齢者など働く意思がありながら就職が困難な人に雇用・就労につなげることを目的とした相談(電話または面談、面談は予約必要) 国や府・市の制度などの情報提供 就労のための研修や講座の紹介・開催 性格・職業適性テスト コーディネーターによる雇用や就労に関する相談
	相談日時	月・水・金曜日(祝日は除く)10時～12時、13時～16時
	担当者	地域就労支援コーディネーター
	担当課	生活産業課

基本方向2 就労支援

施策の目標	実施状況
就労相談及び求人情報等の提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 就労相談は、母及び子どもの就職、転職、技能習得、職場内の人間関係に関する相談（仕事に関するもの）等を実施しています。 ● 離婚前の相談においては、それまで専業主婦であった母が職業に就くための相談で、ハローワーク、門真市地域就労支援センター等に案内しているものの、情報が理解しづらい、場所が分からない、交通費の負担等により相談に行かない人が多い状況です。チラシ、就職情報誌の情報で就職するが、ほとんどがパート・バイトなどの雇用形態で収入も不安定です。 ● 母子家庭については、転職、収入を安定させる資格取得の相談が多い状況です。平成20年度（平成21年1月）から、ハローワーク門真と連携し、児童扶養手当受給者を対象に国の「生活保護受給者等就労支援事業」の制度を利用し、就労支援を実施しています。 ● 「就労支援事業」を実施していますが、就労困難者を対象に、就労に資するための相談及び講習会等を行います。
職業能力開発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 講習については、大阪府母子寡婦福祉連合会(母子連)、ハローワークの講習を案内しています。母子連は、受講料は低額であるものの、講習の時期が限られていることや、応募人数が多く抽選のため受講できない場合が多い状況です。民間の講座は、随時募集があるものの受講料が高額となっています。 ● 平成22年度事業として、「ひとり親家庭等コールセンタースタッフ養成講座」を大阪府が開催しています。市が申込窓口になり、ひとり親家庭の母親または父親の雇用や就労を応援します。内容は、訓練を通じて未経験者でもコールセンターやカスタマーセンターで働くことができるよう、必要な知識や技能の習得を図ることをめざすもので、基礎訓練中には、一時保育（2歳～小学校入学前）があります。 ● 就労困難者に対する就労支援セミナーは、これまで「面接の受け方」「履歴書の書き方」「服装の色使い」「好印象の化粧」などをテーマに実施しました。
就労・能力開発に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 「高等技能訓練促進費等支給事業」を平成19年度から実施しています。母子家庭の母が、就職に有利と思われる取得が困難な5つの資格(看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士)を取得するための修業期間の生活を支援するため訓練促進費を支給するものです。 ● 「自立支援教育訓練給付金事業」を平成20年度から実施しています。母子家庭の母が、講座や講習を受けて資格取得する場合に、受講費用の20%を支給するものです。平成20年度は、受給者なしとなっています。
就労の促進と雇用機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> ● ハローワーク門真との共催により、「しごとフェスタ」を開催し、守口門真商工会議所の「合同面接会」の後援を行うなど、雇用の促進に努めています。

「就労相談及び求人情報等の提供」については、就労相談や離婚前相談、就労困難者対象の相談などを実施しています。

「職業能力開発の推進」や「就労・能力開発に対する支援」については、受講料や受講期間等の中で、受講者が限られますが、今後も各種事業の周知を図り、受講の機会提供を推進する必要があります。また、未就労者の就労に向けた職場体験については、引き続き検討事項となっています。

「就労の促進と雇用機会の創出」については、府事業として母子家庭の母や寡婦が新たに事業開始する場合の資金の貸付を行っています。また、ハローワーク門真との連携により雇用につながるよう、情報や機会の提供を行っています。

ひとり親家庭等に対する就労相談の相談件数の推移

項目	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合計
離婚前(件)		-	-	16	16	5	37
母子・寡婦(件)		17	6	15	44	42	124
合計(件)		17	6	31	60	47	161

資料:子育て支援課調べ

就労困難者対象の就労支援事業における相談件数の推移

項目	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合計
相談件数(件)		36	23	24	33	30	146
うち、ひとり親家庭の母(件)		8	6	8	11	1	34

資料:生活産業課調べ

生活保護受給者等就労支援事業の実施状況の推移

年度	項目	申請者数	就労に至った者	継続
平成20年度		17人(13人)	14人(11人)	3人(2人)
平成21年度		43人(29人)	36人(28人)	7人(1人)

資料:子育て支援課調べ

注)平成20年度は1月より事業開始。()は児童扶養手当受給者

高等技能訓練促進費等支給事業の実施状況の推移

年度	項目	申請者数	対象資格	修業期間	支給対象期間	給付額
平成19年度		1人	准看護師	2年間	8か月	824,000円
平成20年度		1人	正看護師	3年間	12か月	1,236,000円
平成21年度		1人	准看護師	2年間	12か月	1,616,000円

資料:子育て支援課調べ

自立支援教育訓練給付金事業の実施状況の推移

年度	項目	申請者数	対象資格	修業期間	受講費用	給付額
平成21年度		1人	ホームヘルパー-2級	2か月	81,250円	16,250円
平成21年度		1人	ホームヘルパー-2級	3か月	94,248円	18,849円

資料:子育て支援課調べ

就労困難者対象の就労支援事業における講習会・セミナーの受講者数の推移

項目	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合計
パソコン(人)		10	16	58	-	55	139
就労支援セミナー(人)		10	8	9	15	-	42
2級ヘルパー(人)		15	-	-	-	-	15
就業体験(人)		-	3	-	-	-	3

資料:生活産業課調べ

基本方向3 子育て・生活支援

施策の目標	実施状況
保育所の優先入所	<ul style="list-style-type: none"> ●主たる保育者の状況を踏まえ、「保育の実施基準」に基づき点数化し、入所の優先順位をつけています。ただし、調整点として加算する項目の中に「ひとり親家庭」を最上位に挙げています。(平成22年度より新たな「保育の実施基準」に見直し済み)
保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●平成17年3月策定の「門真市次世代育成支援行動計画」では、国が示した特定14事業について目標事業量を設定しました。この間、小学校の統廃合等の動向を踏まえ、一部の事業の目標値について3回変更しています。 ●平成19年1月に、通常保育事業について、17か所(1,840人)を16か所(1,930人)に、延長保育事業について、17か所(170人)を16か所(170人)に変更しました。 ●平成20年7月に、休日保育事業について、1か所(6人)を2か所(12人)に、一時保育事業について4か所(24人)を5か所(30人)に変更しました。 ●特定保育事業については、計画策定後事業を実施したものの、利用がほとんどなく、一時保育事業で対応できることから、現在は未実施になっています。
放課後児童健全育成事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●平成17年度は放課後児童クラブ(1か所)、ふれあい活動(9か所)、留守家庭児童会(6か所)の3事業を実施していましたが、平成20年度にはふれあい活動(2か所)、留守家庭児童会(2か所)を放課後児童クラブへ移行完了しました。 ●平成21年9月に、放課後児童健全育成事業について、学校統合により実施か所数を16か所(830人)を15か所(1,200人)に変更しました。国のガイドラインに基づき、1か所の定員を40人、2クラブ制にしています。
日常生活支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●母子自立支援員による日常業務において、相談者に府の日常生活支援事業の案内をしていますが、市内に家庭生活支援員がいないことや、利用前の事前登録が必要なことから利用度は低い状況です。
公営住宅の優先入居	<ul style="list-style-type: none"> ●市営住宅は、「子育て世帯」優先枠を設け、就学前の子どもを含む親子を中心とした2人以上の世帯を優先にしています。過去5年間の募集状況は、平成20年度及び平成21年度が各1戸で、平成20年度は母子家庭が当選しています。 ●府営住宅についても、ひとり親家庭等に対する枠はないものの、募集時に子育て(新婚)世帯・福祉世帯の特別枠を設けて支援しています。
民間賃貸住宅への入居支援	<ul style="list-style-type: none"> ●大阪府では入居差別をなくしていくため、平成18年に、宅地建物取引業の免許を有する者に対し、人権問題に関する正しい理解と認識の共有化を図ることを目的として、「人権推進指導員」を置く制度がつけられました。この取組は、誰もが住みたい場所に自由に住むという当たり前のことができることとされています。人権推進指導員の認定には、市が実施する人権研修を受講することも要件とされており、さらに人権問題の解決に向け大阪府と連携し努めていく必要があります。

「保育所の優先入所」については、ひとり親家庭の親が就労や求職活動、職業訓練を行うことができるよう、児童の優先入所に配慮しています。入所選考時の基準については、平成22年度より新しく「保育の実施基準」を見直しました。

「保育サービスの充実」及び「放課後児童健全育成事業の推進」については、「門真市次世代育成支援行動計画」に基づき、ひとり親家庭に限らず、子育て家庭を対象に保育サービスや子育て支援などを進めてきました。「門真市次世代育成支援行動計画」に基づく目標事業量については、特定保育事業及び乳幼児健康支援一時預かり事業(病児保育(施設型))を除いて、おおむね目標を達成しています。平成22年3月には、平成22年度から平成26年度までを期間とする「門真市次世代育成支援後期行動計画」を策定しました。

「日常生活支援事業の推進」については、事業の周知を行っていますが、家庭生活支援員が市内にいないことや利用前の事前登録が必要なことから利用度は低い状況です。

「公営住宅の優先入居」については、市営住宅の優先申込枠の検討まではいきませんが、「子育て世帯」優先枠を設け、就学前の子どもを含む親子を中心とした2人以上の世帯としています。

「民間賃貸住宅への入居支援」については、大阪府等と連携し、宅地建物取引業の事業者に対する啓発を実施しています。

参考・次世代育成支援目標事業量の達成状況

事業名	目標事業量 (計画策定時)	目標事業量 (平成21年現在)	現状 (平成22年3月現在)
通常保育事業	17か所(1,840人)	16か所(1,930人)	16か所(1,913人)
延長保育事業	17か所(170人)	16か所(170人)	16か所
夜間保育事業	0か所	0か所	0か所
休日保育事業	1か所(6人)	2か所(12人)	2か所
一時保育事業	4か所(24人)	5か所(30人)	5か所
特定保育事業	2か所(12人)	2か所(12人)	未実施
乳幼児健康支援一時預かり事業 (病後児保育(派遣型))	0か所	0か所	0か所
乳幼児健康支援一時預かり事業 (病後児保育(施設型))	1か所(2人)	1か所(2人)	未実施
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ事業)	0か所	0か所	0か所
子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	0か所	0か所	0か所
放課後児童健全育成事業	16か所(880人)	15か所(1,200人)	15か所
ファミリー・サポート・センター事業	1か所	1か所	1か所
地域子育て支援センター	1か所	1か所	1か所
つどいの広場	1か所	1か所	1か所

資料:「門真市次世代育成支援後期行動計画」より

保育園での事業の実施状況の推移

年度 項目	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度
延長保育事業	公立保育園2園	公立保育園7園	公立保育園7園 民間保育園7園	公立保育園7園 民間保育園9園	公立保育園3園 民間保育園13園
休日保育事業	-	-	-	-	民間保育園2園
一時保育事業	民間保育園3園	民間保育園3園	民間保育園3園	民間保育園3園	民間保育園5園
特定保育事業	民間保育園3園	-	-	-	-

資料: 保育課調べ

注) 平成21年度は、公立保育園4園を民営化実施

放課後児童健全育成事業の実施状況の推移

事業名	単位	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度
ふれあい活動	か所数	10	10	9	9	5	2	0
	在籍者数(人)	603	608	565	613	340	154	0
留守家庭 児童会	か所数	7	7	6	6	4	2	0
	在籍者数(人)	388	426	421	374	273	108	0
放課後児童 クラブ	か所数			1	1	6	11	15
	在籍者数(人)			100	100	542	944	1,264

資料: 学校教育課、生涯学習課、子育て支援課調べ

住宅相談 相談件数の推移

年度 項目	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	合計
離婚前(件)	-	1	21	26	6	54
母子・寡婦(件)	1	-	11	4	1	17
合計(件)	1	1	32	30	7	71

資料: 子育て支援課調べ

基本方向4 養育費の確保に向けた支援

施策の目標	実施状況
養育費に関する 広報・啓発活動 の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●養育費については、離婚時に養育費に関してきちんと公的な文書による取り決めをするように助言しています。(公正証書、調停調書)アンケート調査では、前回調査に比べて、母子家庭において養育費の取り決めや受け取っている人の率が上昇しています。 ●近年、離婚原因が経済的破綻によるケースが多く、書類によるきちんとした取り決めは難しい状況です。子どもが未成年の間は、いつでも養育費の請求申し立てができるため、子どもの権利を守り、養育費を支払いことにより父親に父としての関わりを持とうという気持ちを維持することが大切です。そのため、家裁に養育費の申し立てを行うなど、きちんと手順を踏んで履行させることの大切さを母親に説明しています。
母子自立支援員 の研修	●毎年、府がシリーズで実施する「母子自立支援員研修」に参加し、レベルアップを図っています。また、新規の支援事業等の説明会にも参加しています。
法律相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●ローン返済や債務整理などについて、多重債務問題相談員による相談を平成20年度から実施しています。 ●弁護士等による無料法律相談も実施しています。

「養育費に関する広報・啓発活動の推進」については、離婚前相談をはじめさまざまな相談の機会をとらえ、情報提供や相談・指導を行っています。

「母子自立支援員の研修」については、相談の多様化等に対応できるよう、府などの関係機関が行う研修に参加しています。

「法律相談の実施」については、ローン返済や債務整理などについて、多重債務問題相談員による相談を平成20年度から実施するとともに、弁護士等による無料法律相談も実施しています。

種別	項目	内容
無料法律相談	相談内容	土地・建物の賃貸借や金銭貸借などの法律相談(面談、電話予約制、1人25分)
	相談日時	火・木・金曜日(祝日は除く)13時～16時
	申込方法	相談日の週の月曜日の9時30分から電話で(先着順)
	担当者	弁護士
	担当課	秘書広報課
多重債務相談	相談内容	ローン返済や債務整理、生活設計の相談(面談、予約制)
	相談日時	月・水・金曜日(祝日は除く)9時30分～12時、13時～16時20分
	担当者	多重債務問題相談員
	担当課	生活産業課

養育費相談 相談件数の推移

項目	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合計
離婚前(件)		-	-	36	31	16	83
母子・寡婦(件)		2	1	14	8	6	31
合計(件)		2	1	50	39	22	114

資料:子育て支援課調べ

無料法律相談 相談件数の推移

項目	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合計
相談件数(件)		975	969	966	908	915	4,733

資料:秘書広報課調べ

多重債務相談 相談件数の推移

項目	年度	平成20年度	平成21年度	合計
相談件数(件)		490	508	998

資料:生活産業課調べ

基本方向5 経済的支援

施策の目標	実施状況
各種制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> ●平成20年より、子育て支援課が「かどま子育てガイド」を発行しています。 ●門真市ホームページや広報、担当課窓口で、各種情報を提供しています。 ●勤労者向け融資について、住宅・車・教育資金・冠婚葬祭等のための資金融資は、労働金庫を紹介しています。
児童扶養手当の給付	<ul style="list-style-type: none"> ●「児童扶養手当支給事業」を実施しています。離婚等により父または母と生計を同じくしていない18歳到達後最初の年度末までの児童(児童に政令で定める程度の障がいがある場合は、20歳未満の児童)を監護しているひとり親家庭の母または父等に支給されます。父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活と安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。 ●平成20年度の受給者数は1,890人で、前年度より減少しました。
母子寡婦福祉資金の貸付	<ul style="list-style-type: none"> ●離婚前については、転宅資金、生活資金の相談が多いものの離婚が成立していないので、貸付け対象にはなりません。自立できるめどを立てずに離婚するケースが多い状況です。 ●母子家庭については、子どもの修学資金や母の就労のための資格を取得する技能訓練資金、生活困窮による生活資金の貸付け相談が多い状況です。 ●生活資金に関しては、一時的に貸付けても借財を負わせるだけで継続的に生活状況等の改善が見込みがないと考えられるケースが多く、生活保護等の他の制度による支援を検討することになります。その他、すでに多額の借金をしていたり、自己資金がない等条件が合わず相談のみに留まるケースが多い状況です。
ひとり親家庭医療費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ●生活の安定と児童の健全な育成を図るため、ひとり親家庭の父・母・養育者及び児童に対し、医療費の一部を助成しています。 ●平成21年度の受診件数は38,633件で、おおむね増加傾向にあります。
子どもの教育・進学援助	<ul style="list-style-type: none"> ●修学資金は、相談する前にすでに入学金を納入している場合や入学時に入学金・前期の授業料を一括して支払わなければならない等貸付けできないケースが多い状況です。貸付制度は入金まで日数を要するため、弾力的な資金計画を立て、予約ができる大阪府育英会・学生支援機構に申し込むことを助言しています。

施策の目標	実施状況
子どもの教育・進学援助 (つづき)	●貸付制度の対象は、門真市在住の方の保護する生徒で、平成17年度より施行された生活保護法による保護の実施要項の改正により、高等学校等就学費を受給できる世帯は除きます。応募時期は2月で、向学心に富み、学業に精励し、修学の見込みのある中学校3年生が対象となります。ここ数年、景気の動向に伴い、申請数も増加傾向にあります。門真市奨学金だけでなく、大阪府育英会に関する問い合わせ数も年々増加しています。

「各種制度の周知」をはじめ「児童扶養手当の給付」「母子寡婦福祉資金の貸付」「ひとり親家庭医療費助成事業」「子どもの教育・進学援助」については、ひとり親家庭等の経済的な負担を軽減するため、さまざまな媒体や機会を通じて周知に努め、利用の促進を行っています。

また、平成22年3月31日に「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律」が成立し、同年4月1日から施行された子ども手当制度は、中学校修了前までの子どもについて、一人につき月額1万3千円の子どもの手当を支給するもので、所得制限はありません。

ひとり親家庭等の自立支援事業の実施状況の推移

項目	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
児童扶養手当支給事業 受給者数(人)		1,881	1,830	1,903	1,890	1,868
ひとり親家庭医療費助成事業 受診件数(件)		33,757	35,065	35,856	35,268	38,633

資料:福祉助成課調べ

貸付相談 相談件数の推移

項目	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合計
離婚前(件)		-	-	2	6	4	12
母子・寡婦(件)		73	67	75	98	83	396
合計(件)		73	67	77	104	87	408

資料:子育て支援課調べ

門真市奨学金の支給状況の推移

項目	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
申請数(件)		103	100	95	114	109
認定数(件)		90 各学年30	90 各学年30	90 各学年30	90 各学年30	85 1年25、 2・3年30
支給金額(月5,000円)		450,000	450,000	450,000	450,000	425,000

資料:学校教育課調べ

進路選択支援事業の推移

項目	年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
相談総数(件)		67	98	201	161
うち対面数(件)		28	59	90	93
電話数(件)		39	39	111	68

資料:学校教育課調べ

就学援助費の実施状況の推移

事業名	単位	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
要保護数(人)	小学校	407	434	368	372	406
	中学校	210	239	235	243	241
	計	617	673	603	615	647
認定率(%)	小学校	5.21	5.52	4.92	4.97	5.53
	中学校	6.28	7.15	6.60	6.82	6.71
	計	5.38	5.38	6.00	5.46	5.92
準要保護数(人)	小学校	1,957	2,007	1,947	1,934	1,918
	中学校	882	888	935	947	985
	計	2,839	2,895	2,882	2,881	2,903
認定率(%)	小学校	25.07	25.53	25.52	25.83	26.14
	中学校	26.38	26.59	26.65	26.58	27.41
	計	25.64	25.46	25.85	26.07	26.56

資料:学校教育課調べ

基本方向6 人権尊重・啓発

施策の目標	実施状況
ひとり親家庭の人権の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ● アンケート調査から、偏見を感じたことがある率は、母子家庭で31%、父子家庭及び寡婦が18%です。母子家庭では、就職活動や面接時、出張・夜勤の時、子どもが病気で欠勤する時など、仕事関係が最も多く、住宅を借りる時や子どもの友達関係、経済的なことなど多岐にわたり、民間企業・事業所、家主や宅地建物取引業の事業者等に対する啓発がまだまだ必要です。
女性の人権の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ● DV(ドメスティック・バイオレンス)は、女性の人権侵害であり、離婚の一原因ともなっていますが、その相談については、被害者が「追い詰められた心理状態にある」ということを理解したうえで、短時間に情報をキャッチし、被害者がどのようにしたいかなど意思を確認し、被害者の安全確保など援助につなげることを中心に対応しています。 ● 女性のための相談件数は、年間11件程度で、DVは平成17年度～平成21年度の5年間で13件となっていて、相談件数全体の24%を占めています。
人権教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● すべての人の人権が尊重される豊かな社会を実現するために、一人ひとりの生命の尊さや痛みにも配慮しつつ、個人がいかなる生き方を選んでも、社会的に不利益とならないような人権教育・人権啓発等の取り組みを進めています。

施策の目標	実施状況
多様な家族形態の尊重に向けた啓発	●多様な家族形態・生活形態が存在していることが理解され、それぞれの人権が侵害されているさまざまな問題を課題として、どのように解決するか市民意識の啓発に努めています。
家族の大切さについて学ぶ場の提供	●次代を担う子ども・青少年が一人の人間として尊重され、おとなでも子どもでも、人として生きる権利はすべての人が持ち合わせていることや、家族の大切さについての教育や啓発を、市民を対象とした人権講座で実施しています。

「ひとり親家庭の人権の尊重」については、就職や民間賃貸住宅の入居に際し、制限などがないように、大阪府やハローワーク等と連携し、民間企業や事業所、宅地建物取引業者などに対する啓発を進めています。

「女性の人権の尊重」について、特にDVは重大な人権侵害であることを広く市民に啓発するとともに、大阪府など関係機関と連携し、相談や救済保護などの対応を行っています。

「人権教育・啓発の推進」や「多様な家族形態の尊重に向けた啓発」では、ひとり親家庭等をはじめあらゆる人の人権が尊重される社会、また、多様な家族形態や生活形態をお互いが理解し、認めあう社会の実現に向けて、関係課や関係団体と連携し、人権教育・人権啓発に取り組んでいます。

「家族の大切さについて学ぶ場の提供」については、市民対象の人権講座で実施しています。

女性のための相談 相談件数の推移

項目	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合計
相談件数(件)		18	8	10	12	7	55

資料:人権政策課調べ

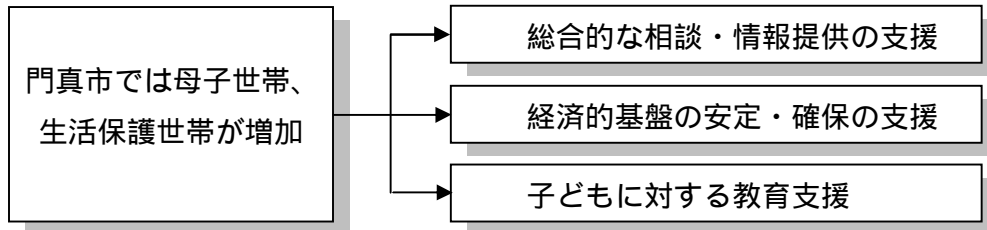
女性のための相談 主な相談内容の傾向

項目	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
DV	1	5.6	5	62.5	2	20.0	2	16.7	3	42.9	13	23.6
離婚	3	16.7	0	0.0	7	70.0	4	33.3	3	42.9	17	30.9
近隣	4	22.2	1	12.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5	9.1
高齢	2	11.1	0	0.0	1	10.0	1	8.3	0	0.0	4	7.3
他	8	44.4	2	25.0	0	0.0	5	41.7	1	14.2	16	29.1
合計	18	100.0	8	100.0	10	100.0	12	100.0	7	100.0	55	100.0

資料:人権政策課調べ

4 施策の展開に向けた重点課題

門真市における今後のひとり親家庭等に関する施策展開に向けては、アンケート調査結果や第1次計画の事業の実施状況等を踏まえ、特に次の3点を重点課題とします。



総合的な相談・情報提供の支援

門真市の離婚率は平成16年以降、おおむね減少傾向にあります。依然として全国や大阪府と比較しても高い水準となっています。国勢調査による母子世帯率は、平成12年、平成17年ともに大阪府で第1位となっています。

計画策定のためのアンケート調査によると、ひとり親家庭となった理由で離婚は、母子家庭、父子家庭ともに80%を超えています。母子家庭では「未婚」が7%で、大阪府調査の5.6%よりもわずかですが高い状況です。

また、生活保護を受けている母子世帯は、平成21年度は485世帯で、過去最高となっています。平成17年度は450世帯で、国勢調査の母子世帯数1,379世帯の実に33%、およそ3分の1が生活保護を受給していることとなります。三世代にわたって生活保護を受給しているケースもあり、こうした負の連鎖は断ち切る必要があります。

離婚はそれぞれの家庭でさまざまな原因があり、また、当事者の考えや価値観も多様であり、離婚自体を減少させることは行政計画の範囲を超えますが、離婚前相談において、離婚後の自立に向けた生活設計についての相談等、ケースに応じたきめ細かな対応が必要です。

また、子育てや就労等に頑張っているひとり親家庭に対しては、保育所入所や公営住宅の入居等生活自立を支えるさまざまな制度や支援策に関する情報の提供や、不安や悩みなどに対して、関係課や大阪府等と連携し、きめ細かな相談対応が必要です。

さらに、すべてのひとり親家庭や寡婦がいきいきと生活できるよう、関係団体や地域団体等との連携・協力による交流や相談等、身近な地域での支援が必要です。

経済的基盤の安定・確保の支援

母子家庭の76%が、親自身の就労による収入で家計を支えています。大阪府調査より8ポイントも低い状況です。また、母親がひとり親家庭になってから「新たに仕事を始めた、勤めるようになった」人が37%と少なくありません。また、現在働いている人の59%が「パート・アルバイト・派遣社員」など不安定な雇用条件の中で働いています。さらに、就業率は30歳代や40歳代では80%を超えますが、29歳以下は

65%と低い状況です。

一方、子どもを抱えながらの就労は、残業や休日出勤、出張等が困難なうえ、子どもの病気や行事参加など親の負担も大きいほか、欠勤の発生等を理由に雇用が制限されることもあり、仕事に関して母子家庭への偏見を感じている母親も多い状況です。

このため、ハローワークや大阪府等関係機関との連携や協力のもと、ひとり親家庭等が安定した仕事に就けるよう支援するとともに、職場定着を支援していく必要があります。

また、若い世代の就業を支援するため、就職活動中の一時預かりなどの保育サービスについての周知を図る必要があります。

さらに、生活保護受給世帯に対しては、親の健康面等の状況を踏まえながら、ハローワークや民間企業等と連携・協力し、職業観の育成、職業訓練をはじめ職業体験等の機会提供など、就労に向けた総合的な相談・指導を行う必要があります。

子どもに対する教育支援

ひとり親家庭では、子どものことで困っていることのトップが「学習や進路のこと」で、特に母子家庭ではおよそ半数があげています。門真市では、高校に進学しても学力や経済的な面、生活面などから学校生活を続けられないケースが多い状況があります。学力については、小学校からの基礎的な学力の積み重ねが重要であることから、門真市では小学4・5年生及び中学2年生を中心に、市独自の取り組みとして全小・中学校で学習習慣の確立のための「かどま土曜自学自習室サタスタ事業」を行っています。また、NPO法人による学習支援なども行われています。

さらに、平成22年からは、生活保護世帯の希望者において、子どもの生活指導や進路指導などの相談・支援の取り組みも始めています。

このような取り組みを踏まえながら、子どもの貧困や三世代にわたる生活保護受給などの負の連鎖を断ち切り、次の時代を担う若い人たちがそれぞれ夢と希望を持ち、一人ひとりの意思や能力、可能性を最大限に発揮し、経済的にも自立した生活が送れるよう、また、人生の困難にも対処し、切り開く精神的にもたくましく生きる意欲を持つことができるよう、家庭とともに学校、地域社会、企業等が連携して子どもたちを支えていく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

21世紀は人権の世紀であると言われ、すべての人々が個人として尊重される社会、ともに生きる社会をつくるため、地方自治体では、それぞれの人格や個性を認め、互いの「存在」を尊重するという人権意識の啓発、人権教育が進められています。

母子家庭や父子家庭、寡婦については、就職や民間賃貸住宅の入居などに際し、制約が存在し、必ずしも公平な機会提供にはなっていないのが実情です。

また、ひとり親家庭の子どもたちは、経済状況をはじめ教育環境などでも恵まれない状況にあるケースがあり、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくりが一層求められています。

そこで、前計画の基本理念を踏襲し、ひとり親家庭等が社会における多様な家族形態の一つであるという基本的人権の考え方を基本として、地域社会や企業等と一体となって、子育てと生計をひとりで担っているひとり親家庭の親が、自らの力を発揮し、安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てることができるまちづくりをめざします。とりわけ、子どもたちが頑張っている親の背中を見て育つように、親自体の子育て意識や職業意識などを高められるよう、親育ちの相談・支援を図ります。

また、子どもたちが心身ともにすくすくと健やかに育ち、教育や就職機会などの面で差別や偏見を持たれることなく、希望を持って生活できるまちづくりをめざします。

～ひとり親家庭等の社会的な自立と子どもの健やかな育成に向けて～

2 計画の基本的な視点

計画の策定及び推進にあたっての基本的な視点については、長期的な見通しの中で設定する必要があり、基本理念と同様に前計画を引き継ぎ、次の3点とします。

ひとり親家庭等への理解の促進と人権の尊重

ひとり親になる原因として離婚が増えているなかで、母子家庭や父子家庭、寡婦であることを特別視する社会的な傾向は依然として残っています。安易に離婚する風潮も少なからずあることは否めませんが、経済的な要因、家庭内での暴力など、外部からはうかがい知れない原因はさまざまあり、離婚等により、ひとり親家庭や寡婦が差別を受けたり、不利益を被るようなことがあってはなりません。

ひとり親家庭等をはじめ、すべての市民が平等で幸せな生活を送ることは基本的人権であり、市民一人ひとりが尊厳を持つかけがえのない存在として、あらゆる人権が尊重され、差別がなく、人々がともに支えあうような社会を築いていくことが重要です。

このため、ひとり親家庭等に対する社会的な理解を促進するとともに、人権尊重の視点に立った施策の推進に努めます。

生活全般にわたる自立の促進・支援

ひとり親家庭の親と子が、社会的に自立し、将来に希望を持ち生きがいに満ちた生活を送るためには、就労や住まいの確保をはじめ、親子それぞれの健康の保持・増進、安心して子育てができる環境の整備、子どもの教育支援、地域社会との関係づくりなど、生活全般にわたるさまざまな課題を解決し、ひとり親家庭の自立を総合的に促進・支援することが必要です。

同時に、ひとり親家庭の親がその能力を發揮しながら、自らの生き方を主体的に選び決定できるよう、親自身の精神的な自立を促進するとともに、さまざまな制度や情報、地域の支援等を十分に活用し、自立し充実した生活を送ることができるよう、支援する必要があります。

このため、学校や地域社会、企業や事業所、行政、関係機関等が連携して、社会全体でひとり親家庭の自立を支援する仕組みづくりやひとり親家庭に対する相談・指導、教育・啓発に努めます。

子どもが健やかに育つ環境づくり

子どもは未来の「社会」を担う主人公であり、次代を形づくるさまざまな能力や可能性を秘めています。これらの力が存分に發揮されるためには、親や地域の人びととふれあい、あたたかい笑顔に包まれながら、子どもたちが心豊かな時代を過ごし、のびのびと健やかに育つことが何よりも重要です。

ひとり親家庭の子どもたちが、その家庭状況によって差別されることなく、基本的

人権が尊重されるとともに、すべての子育て家庭において子どもたち一人ひとりの意思や能力、可能性が最大限に尊重されるような施策の展開を図っていく必要があります。

このため、ひとり親家庭等の自立支援は、親が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、地域社会、学校、企業や事業所、行政、関係機関等のさまざまな主体の協働と連携により、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つよう、その環境づくりに努めます。

3 計画の基本方向

ひとり親家庭等の社会的な自立と子どもの健やかな育成に向けて施策を推進するため、以下の6つの計画の基本方向を定めます。

基本方向1 相談・情報提供による支援

ひとり親家庭や寡婦の就業をはじめ子育て、健康のことなど、多様な不安や悩み、相談に対応するため、相談支援体制を充実するとともに、各種制度やサービス等の円滑な利用に向けたわかりやすい情報提供を図ります。

また、大阪府をはじめ支援機関等に適切につなぐ相談機能の充実に努めるとともに、母子寡婦福祉会をはじめ、ひとり親家庭等の福祉、自立支援を目的とした団体等の活動支援や連携強化を進め、地域と一体となった支援体制の構築を図ります。

基本方向2 就労への支援

ひとり親家庭や寡婦が安定的な収入を得て、自立した生活を送ることができるよう、関係機関や関係団体等と連携し、就労相談や求人情報等の提供を行います。

また、職業能力の向上のための訓練をはじめ資格取得のための支援、就労機会創出のための支援など、関係機関や企業、事業所との連携・協力を強化し、就労支援体制の充実に図ります。

基本方向3 子育て等生活面への支援

ひとり親家庭の親が安心して、子育てや家事と就労の両立ができるよう、また、就労に向けた職業訓練を受けることができるよう、さらに、子どもの健やかな育成が図れるよう、多様な子育て支援サービスの提供、日常生活の支援、住まいの確保など、生活全般における支援体制の充実に図ります。

基本方向4 養育費の確保に向けた支援

ひとり親家庭の子どもが養育費を得られるよう、養育費支払いについて当たり前と思うことができるように広く市民に対する啓発を行うとともに、養育費の取り決め等養育費確保面での相談・支援の充実に図ります。

基本方向5 経済的な支援

ひとり親家庭や寡婦の基本的生活の確保を図るため、経済的支援を目的とする各種制度について情報提供を行います。

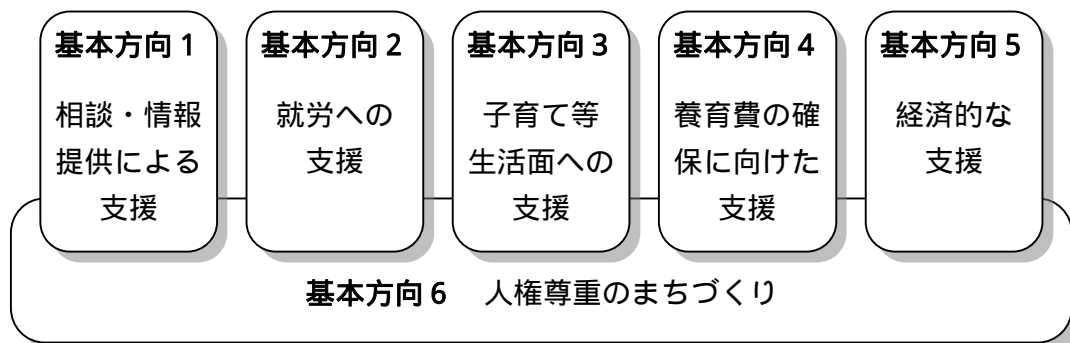
また、生活の実態等に対応し、他の自立支援策との連携を図りながら、適正な給付・貸付業務の推進を図ります。

基本方向6 人権尊重のまちづくり

ひとり親家庭及び寡婦が社会を構成する一つの家族形態として尊重され、就職差別や住居制約等さまざまな人権侵害が行われることのないよう、あらゆる人権が尊重される社会の実現をめざす人権教育・啓発を進めます。

また、子どもの人権の尊重と、子どもの健やかな成長のため、地域ぐるみの見守り・支援体制づくりを図ります。

自立に向けた施策展開のイメージ



第4章 施策の展開

基本方向 1 相談・情報提供による支援

施策展開のための課題

- 母子自立支援員の認知度を高めることや、身近な地域の相談窓口となる民生委員児童委員との連携の強化。
- ひとり親家庭となる前の相談のきめ細やかな対応と、ひとり親になった場合の生活設計の助言・指導の充実。
- 親の経済的なこと、仕事のこと、健康のこと、父子家庭の家事のことなど、多様な困りごとや悩みなどの相談へのきめ細やかな対応。
- DVや児童虐待など、人権を侵害する事象に対する相談対応や地域での見守り体制の充実。
- 青少年本人の悩みや困りごとに対する相談支援の充実。
- 利用しやすい相談日の設定などによる「相談先がない」人の解消。
- 相談窓口や各種制度等支援策に関する情報提供の充実。

施策の目標	実施内容	対象		
		母子	父子	寡婦
1 母子自立支援員による相談事業の推進	母子家庭や寡婦家庭のみならず父子家庭を含むひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進するため、専門知識を有し、ひとり親家庭等の抱えている問題の把握や必要な情報を提供するなどの相談支援を行う母子自立支援員の周知を一層図ります。 【目標】アンケート調査による母子自立支援員の認知度を高める。 母子家庭 H21：28% H27：50% 父子家庭 H21：18% H27：50% 寡婦 H21：49% H27：70%			
	ひとり親家庭等となる前の精神的に不安定な時期に、関係課や関係機関・団体等と連携し、悩みごとや不安などの相談にきめ細かに対応するとともに、離婚等によりひとり親家庭等になった後の生活設計についての助言・指導に努めます。			
	ひとり親家庭等の親などが安心して生活できるよう、各種支援制度及びサービス等に関する情報提供や利用にあたっての支援・調整を行うとともに、関係機関・団体等と連携し、生活全般にわたる相談のきめ細やかな対応に努めます。			
	相談の最前線に立つ母子自立支援員の就労支援や養育費等の相談の強化を図るため、大阪府やハローワーク等関係機関と連携し、事例や対応方法等に関するきめ細かな研修に努めます。			

施策の目標	実施内容	対象		
		母子	父子	寡婦
2 各種相談事業の推進	<p>ひとり親等のさまざまな悩みや不安に対応するため、家庭児童相談をはじめ就労支援相談、弁護士による法律相談、女性のための相談、青少年に関する相談、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）による相談など、行政各部門や関係機関・団体で実施する相談事業の周知と推進を図るとともに、各種相談の連携強化による対応の充実に努めます。</p>			
	<p>相談を必要とする人にとって少しでも利用しやすいよう、門真市母子寡婦福祉会の協力により、毎月1回、日曜日における相談を引き続き実施するとともに、周知を図ります。</p> <p>【目標】アンケート調査による「相談先がない」の解消を図る。</p> <p>母子家庭H21：8.1%</p> <p>父子家庭H21：15.0%</p>			
	<p>配偶者からの暴力に悩む女性の相談等支援を行うため、大阪府の配偶者暴力相談支援センターについての周知を図るとともに、門真市での相談窓口の周知を図ります。</p> <p>大阪府では、女性センター及び子ども家庭センターに配偶者暴力相談支援センターの機能を持たせ、それぞれの施設の機能を生かした専門相談を行うこととしています。</p>			
3 身近な地域での見守り・支援の推進	<p>母子自立支援員の相談活動の促進と対応の充実に努めるため、身近な地域における相談員としての民生委員児童委員、主任児童委員との連携強化に努めます。</p>			
	<p>地域での子育て支援や児童虐待の予防・見守りなどの活動を促進するため、虐待防止アドバイザー研修受講生による「かどま・子ども家庭サポーターの会」の活動支援を行うとともに、支援を必要とする児童に対して、「かどま・子ども家庭サポーターの会」との協働によりグループ指導の実施を推進します。</p> <p>身近な地域で母子家庭の母及び寡婦からの相談に対応するため、大阪府が公立小学校区ごとにおおむね1名の母子福祉推進員を配置していることの周知を図ります。</p>			
4 情報提供の充実	<p>ひとり親家庭等が、支援制度やサービス等を必要な時に利用することができるよう、広報紙や市ホームページなどを活用し、各種制度・窓口等の周知・広報を行います。</p>			

施策の目標	実施内容	対象		
		母子	父子	寡婦
4 情報提供の充実 (つづき)	ひとり親家庭等に対して子育てやひとり親家庭等に関する各種制度や施策について周知を図るため、各種制度や施策を紹介した子育てガイドやひとり親のてびきなどのリーフレットを、子育て支援課や市民と接する窓口に置き配布します。また、児童扶養手当やひとり親家庭医療証の更新時等のさまざまな機会を活用することなどにより、事業の周知や制度等の利用促進に務めます。			

基本方向 2 就労への支援

施策展開のための課題

- ハローワークや大阪府等関係機関と連携し、安定的な職場の確保と就労率の向上。
- 生活保護世帯の就労の促進。
- 資格や免許・技術の修得のための補助事業についての周知と利用促進。
- 資格や免許・技術の修得のための講座について、時代の要請や受講者のニーズ等を踏まえた内容の開催。
- 求職活動や資格・免許・技術の修得のための活動中の子育て支援サービスの周知と利用促進。

施策の目標	実施内容	対象
		母子 父子 寡婦
1 就労相談及び求人情報等の提供	ひとり親や寡婦の働く意欲・希望がありながら雇用・就労を妨げるさまざまな阻害要因を抱える就職が困難な人の就労を支援するため、あらゆる雇用・就労施策や福祉施策などを活用し、関係機関等と連携しながら、求職や雇用に関する相談に応じるとともに、相談者一人ひとりに対応したきめ細かな支援を行います。	
	母子自立支援員は、母子家庭や寡婦の就労を支援するため、就業・自立センターやハローワークとのネットワークを活用するとともに、地域就労支援事業との効果的な連携を図ります。	
	母子家庭や寡婦の地域での雇用の確保や就労を支援するため、大阪府母子寡婦福祉連合会が実施している母子家庭等就業・自立支援センター事業について情報提供を行うとともに、連携を図ります。	
	ひとり親家庭の就労を支援するため、ハローワークと連携し、児童扶養手当受給者を対象に「生活保護受給者等就労支援事業」制度を活用し、きめ細かで継続的な就労・自立支援を行うとともに、就業意欲の醸成等を図ります。	
	ひとり親家庭等の就労を促進するため、大阪府等が実施する「ひとり親家庭等在宅就業支援センター事業」について情報提供を行い、支援します。	
	子育てをしながら就労を希望するひとり親が求職活動をしやすいよう、求職活動時にも保育サービスや子育て支援サービスが利用できることなどの情報提供を行うとともに、利用促進を図ります。	
2 職業能力開発の推進	ひとり親や寡婦の雇用や就労を支援するため、訓練を通じて必要な知識や技能の習得を図ることができるよう、関係機関等と連携し企業等のニーズに合致した講座の開催に努めます。	

施策の目標	実施内容	対象		
		母子	父子	寡婦
2 職業能力開発の推進(つづき)	ひとり親や寡婦の就労困難者の雇用や就労を支援するため、必要な知識の習得を図ることができるよう、関係機関等と連携し、就労支援セミナーの開催を実施します。			
	ひとり親や寡婦の雇用や就労を支援するため、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センター等が実施する職業訓練や講習会等について情報提供を行います。			
	ひとり親や寡婦の職業能力形成機会に恵まれない人の安定雇用への移行を促進するため、ジョブ・カード制度について情報提供に努めます。			
3 就労・能力開発のための支援	母子家庭の母が、看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士の経済的自立につながりやすく、就職に有利な資格を取得できるよう、2年以上養成機関で修業する場合に、生活の負担の軽減を図り資格取得を容易にするために支給する「母子家庭高等技能訓練促進費及び入学支援修了一時金支給事業」について周知を図り、拡充していきます。 【目標】支給人数を増加する。 H21年度：1人 H27年度：5人			
	母子家庭の母の職業能力開発のための経済的支援を図るため、国が対象とする教育訓練給付講座の受講者に対して支給する「自立支援教育訓練給付金支給事業」について周知を図り、拡充していきます。 【目標】支給人数を増加する。 H21年度：2人 H27年度：5人			
	母子家庭及び寡婦の技能習得期間中における生活安定のため、母子及び寡婦福祉資金貸付金(生活資金)の無利子貸付について、情報提供と相談に努めます。			
4 就労機会創出のための支援	ひとり親家庭等の親の雇用の促進を図るため、ハローワーク等関係機関との共催により、「しごとフェスタ」を開催するとともに、守口門真商工会議所の「合同面接会」の後援を行います。			
	ひとり親家庭等の親や子の就職の機会均等を保障するため、公正な選考採用が徹底されるよう、企業啓発を推進します。			
	母子家庭の母や寡婦が新たに事業を開始し自立できるよう、母子寡婦福祉資金貸付金制度の周知を図るとともに、適正な貸付業務を実施します。			
5 次代を担う若者の就労に対する意識啓発や職業訓練の実施	次代を担う若者がたくましく生きることができるよう、就労に対する意識啓発を行うとともに、働く意欲に対応し就労できるよう、関係機関との連携を強化し職業訓練の実施や雇用、就労の促進に努めます。			

参考 / 国（大阪労働局）が実施する事業（大阪府内全域を対象）

（１）公共職業安定所（ハローワーク）における職業紹介

（公共職業訓練の受講あっせんも含む。）

母子家庭の母等に対してきめ細かな職業相談・職業紹介を実施するほか、財団法人21世紀職業財団と連携して保育・介護情報を提供する。

特に、大阪マザーズハローワークやマザーズコーナー設置公共職業安定所では、子ども連れで来所しやすい環境を整備し、子育てをしながら早期の就職を希望している女性等に対して、ニーズや状況に応じた就職実現プランの策定、予約による担当者制の職業相談、地方公共団体等との連携による保育所等の情報提供、希望やニーズを踏まえた求人の確保を行うなど、総合的かつ一貫した就職支援を実施する。

就業・自立支援センター事業の円滑な実施のため、必要な求人情報の積極的提供を行う。

（２）特定求職者雇用開発助成金の活用

失業した母子家庭の母等就職が困難な求職者を雇い入れる事業主に対する特定求職者雇用開発助成金について、母子家庭の母にはパートタイム労働者が多いが、雇用保険被保険者であれば対象となることから、事業主に対する周知を徹底するなどにより、その活用を推進する。

* 特定求職者雇用開発助成金

母子家庭の母など就職が困難な求職者を公共職業安定所の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れる（パートタイム労働者も可）事業主に対して支給する。

（30～90万円、1年間支給）

（３）試行雇用（トライアル雇用）を通じた早期就職の促進

母子家庭の母等に実践的な能力を取得させるなどにより、早期就職を促進するための、短期の試行雇用を促進する。

* 試行雇用奨励金

試行雇用を行う事業主に対し、対象労働者1人につき、月額4万円を最大3か月間支給。

（４）事業主に対する母子家庭の母の雇用に関する啓発活動の推進

事業主に対し、母子家庭の母の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動を積極的に推進する。

（５）職業能力形成システム（ジョブ・カード制度）の推進

母子家庭の母等の職業能力形成機会に恵まれない者の安定雇用への移行を促進するため、ジョブ・カードを活用したキャリア形成支援を行い、必要な者には座学と企業における実習を組み合わせた実践的な職業訓練の受講を推進する。

基本方向3 子育て・生活支援

施策展開のための課題

- 子育ての悩みや不安等の解消と地域での孤立化の防止。
- 子どもについて困っていることのトップである「学習や進路のこと」などへの対応。
- 父子家庭の家事等生活支援の充実。
- 生活の基盤である住まいの確保。特に母子家庭。
- 子どもの放課後等の安全な居場所づくり。
- 負の連鎖を断ち切り、将来を担う子どもがたくましく育つような環境づくり。

施策の目標	実施内容	対象		
		母子	父子	寡婦
1 子育て支援サービスの提供・充実	児童が保育所に入所することにより、ひとり親が就労や職業訓練等を十分に行うことができるよう、児童の保育所への入所選考時において優先入所に努めます。			
	多様化する保護者の就労形態に対応できるよう、平成22年3月策定の「門真市次世代育成支援後期行動計画」において目標値を設定している延長保育や休日保育、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点事業など、計画的に推進します。			
	子育て中の親子の交流や仲間づくりを支援するとともに、子育てについての相談に対応するため、地域子育て支援センターやつどいの広場事業を推進します。			
2 子どもの教育等支援	小学校4・5年生、中学校2年生を中心に、市独自の取り組みとして、土曜日の午後の中の2時間、全小・中学校で「かどま土曜自学自習室サタスタ事業」を実施し、児童・生徒の学習習慣の確立に努めていますが、対象となる学年の拡大を図ります。また、ひとり親家庭の児童・生徒の学力向上の一助となるよう、周知による参加促進を図ります。 【目標】対象学年を拡大する。 H21年度：小学校4・5年、中学校2年 H27年度：小学校4～6年、中学校2・3年			
	ひとり親家庭の生活保護世帯で、希望する家庭に対して、子どもの健全育成と将来の生活の安定を図るため、教育経験者等専門員による子どもの生活指導や進路指導を行います。			
3 親教育の推進	少子高齢化や核家族化の中で、次代の親となる子どもたちが、子育ての意義や家庭の大切さ、生命の尊さなどを理解できるよう、福祉施設等における体験学習やボランティアの機会の充実を図るとともに、中高生と乳幼児がふれあう機会などの充実に努めます。 【目標】幼保と交流する小中学校の率。 H21年度：66.7% H27年度：100%			

施策の目標	実施内容	対 象		
		母子	父子	寡婦
3 親教育の推進 (つづき)	<p>次代を担う子どもたちが、親として人間として心身ともに健やかに成長し、社会性を身につけられるよう、また、保護者が家庭の役割などについて理解を深められるよう、子育て基盤としての家庭づくりを支援します。さらに、保護者が楽しく子育てできるよう、子どもが安心してのびのび暮らせるよう、地域住民や団体、企業、商店、福祉施設等が地域ぐるみで子どもの育ちや子育てに積極的にかかわり、支援する地域づくりを進めます。</p>			
	<p>親子同士の交流をはじめ地域の高齢者等との交流などを通して、生活の知恵などを習得できるよう、また、保健師等の出前講座など子育てに関する基礎知識が得られるよう、校区福祉委員会などが主催する子育てサロンの活動を支援します。</p>			
4 日常生活の支援	<p>ひとり親家庭等が、疾病や技能習得のための講習会の受講、就職活動等、一時的に生活援助や保育サービスを必要とする場合などに支援するため、家庭生活支援員の派遣を行う母子家庭等日常生活支援事業について、大阪府と連携してヘルパーの確保を図るなど体制の充実に努めます。</p>			
	<p>18歳未満の子どもがいる母子家庭で、子どもの福祉の向上を図る必要があり、施設利用を希望する場合、母と子どもが母子生活支援施設を利用することにより、子育てや生活の自立が図れるよう支援します。</p>			
5 住まいの確保	<p>ひとり親家庭の住宅困窮者の居住の安定の確保を図るため、市営住宅の「子育て世帯」優先枠の中で支援を図ります。</p>			
	<p>ひとり親家庭の住宅困窮者の居住の安定の確保を図るため、府営住宅の母子世帯や高齢者世帯、障がい者世帯等を対象とした「福祉世帯向け」の特別枠について周知を図ります。</p>			
	<p>ひとり親家庭等の民間賃貸住宅への居住の安定を図るため、家主や宅地建物取引業の事業者に対して、入居制約の解消に向けた啓発を行うとともに、大阪府と連携し「人権推進指導員」の認定のための人権研修を行います。</p>			

参考 / 門真市次世代育成支援後期行動計画における保育サービス等の目標事業量

事業名		現 状 (平成22年3月)	目標事業量 (平成26年度)
通常保育事業(人)	3歳未満	1,913人	760人
	3歳以上		1,170人
延長保育事業(か所)		16か所	16か所
夜間保育事業(か所)		0か所	0か所
休日保育事業(か所、人)		2か所(12人)	2か所(24人)
一時預かり事業(か所、日数)		5か所	8か所(12,480日)
特定保育事業(か所)		0か所	0か所
病児・病後児保育事業(か所、日数)	病児保育	0か所	0か所
	病後児保育	0か所	1か所(520日)
トワイライトステイ事業(か所)		0か所	0か所
ショートステイ事業(か所)		0か所	0か所
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)(か所、人)		15か所(1,200人、 30クラブ)	15か所(1,200人、 30クラブ)
ファミリー・サポート・センター事業(か所)		1か所	1か所
地域子育て支援拠点事業(センター型、ひろば型、児童館型)(か所)	センター型	1か所	1か所
	ひろば型	1か所	1か所
	市単独(保育所)	3か所	3か所

基本方向4 養育費等の確保に向けた支援

施策展開のための課題

- 養育費の取り決めをしている人は、母子家庭で29%、父子家庭で6%、寡婦で9%となっていて、まだまだ取り決めの促進が必要。
- 養育費を受け取っている人は、母子家庭が15%、父子家庭が6%、寡婦が5%で、取り決めをしていても必ずしも受け取っていない状況があり、取得促進が必要。

施策の目標	実施内容	対象		
		母子	父子	寡婦
1 養育費に関する 広報・啓発活動 の推進	ひとり親が養育費に関する理解を深め、適切な対応が行えるよう、国の養育費相談支援センター等と連携し、児童扶養手当現況届の提出時などさまざまな機会を活用して、養育費確保に関する情報提供を行うとともに、養育費支払いに関しきちんと手順を踏んで履行させることの大切さを説明していきます。			
2 母子自立支援員 による相談の充 実	母子自立支援員がひとり親に対し、養育費に関して適切な助言が行えるよう、大阪府が実施する養育費に関する研修の参加促進を図り、知識・技能の向上に努め、養育費の受給率向上を図ります。 【目標】アンケート調査による「受け取っている」率の向上を図る。 母子家庭H21：15%			
	母子自立支援員が実施する相談において、離婚に際して養育費の確保を行うための手続き等について、適切な支援ができるよう、研修等により相談機能の強化に努めます。			
3 法律相談の実施	養育費の取り決めやその履行確保、多重債務問題など、法律に関する問題について、ひとり親の悩みなどの相談に対応するため、弁護士による無料法律相談や多重債務相談を実施します。			
	婚姻関係の維持または解消、婚姻解消後の子どもの監護に関する紛争について、ひとり親になる前や後の悩みなどの相談に対応するため、民間調停を行う社団法人家庭問題情報センターの情報提供に努めます。			

基本方向5 経済的な支援

施策展開のための課題

- 児童扶養手当制度等経済的支援についての適正な給付。
- 増加する母子世帯と生活保護受給世帯への対応。
- 年金・児童扶養手当や子どもの就学援助の拡充、医療負担の軽減等への要望が高い。

施策の目標	実施内容	対象		
		母子	父子	寡婦
1 各種制度の周知と適正な利用促進	ひとり親家庭等の自立を支援するため、経済的支援に関する制度の周知に努めるとともに、自立に向けた準備期間中の支援であることの趣旨の徹底と適正な利用促進を図ります。			
2 児童扶養手当の適正な給付	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進ならびに児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当制度に関する情報提供を行うとともに、適正な給付業務を実施します。また、必要に応じて、届出等の機会において母子自立支援員との生活面等の相談を行います。 児童扶養手当について、支給開始後5年を経過または支給要件該当後7年を経過した受給資格者が対象となる一部支給停止措置については、一部支給停止適用除外事由届出書を郵送し、一部支給該当になるおそれがある場合は、母子自立支援員等の協力を得て、一部支給停止適用除外に該当するよう就労に向けた指導等を行います。			
3 子ども手当の支給	次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に対し、子ども手当の支給を行います。平成23年度以降の制度のあり方等は国において検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講じられます。			
4 母子寡婦福祉資金の貸付	母子家庭や寡婦の自立促進に向けて、平成21年6月の貸付要件の緩和等の内容も含め、母子寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供を行うとともに、適正な貸付業務を実施します。			
5 ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の経済的負担の軽減と健康の保持増進を図るため、医療費の自己負担の一部を助成します。			
6 子どもの就学支援	経済的な理由により就学が困難な子どもたちの就学を確保するため、就学援助事業を引き続き実施します。 子どもたちの高校や大学などへの進学を支援するため、修学資金や就学支度金（母子寡婦福祉資金）などの貸付制度や奨学金制度に関する情報を提供するとともに、就学支援に関する相談等に応じます。			

基本方向6 人権尊重のまちづくり

施策展開のための課題

- ひとり親家庭等に対する社会的な偏見の解消。
- 就職活動等仕事に関することや家を借りる時などに偏見を感じる人が多い。
- 児童虐待やDVなど、人権侵害であることの普及と、あらゆる暴力の根絶。

施策の目標	実施内容	対象		
		母子	父子	寡婦
1 人権教育・啓発の推進	ひとり親家庭等が、結婚や離婚、未婚に対する固定的な価値観や先入観からの偏見や差別により人権侵害を受けることのないよう、引き続き人権教育及び人権啓発を進めます。 【目標】アンケート調査による「偏見を感じたことがある」率の低下を図る。 母子家庭H21：31% 父子家庭H21：18% 寡婦H21：18%			
	離婚の原因ともなるDVについて、市民が人権侵害であることの認識を高めることができるよう、啓発強化を図るとともに、関係機関等と連携し相談対応の充実を図ります。			
	次代を担う子ども・青少年が一人の人間として尊重され、おとなでも子どもでも、人として生きる権利はすべての人が持ち合わせていることや、家族の大切さなどについて、市民の理解を深められるよう、引き続き市民を対象とした人権講座を実施します。			
2 児童虐待の防止	子どもを虐待から守るため、関係機関や学校・園、地域等が連携し、見守りや通報等、地域ぐるみの虐待防止に努めます。			
	学校・園の教職員一人ひとりが平素から教育・保育活動や家庭訪問等を通して、児童や家庭へのかかわりを深め、虐待の未然防止、早期発見に努めます。			
3 企業に対する公正採用に関する啓発の推進	ひとり親家庭等の雇用に関する人権問題への事業主や従業員の関心を高め、雇用の促進を図れるよう、関係機関や関係団体等と連携し、企業に対する公正な選考採用に関する啓発などの取り組みを進めます。			
4 入居制約解消に向けた啓発の推進	ひとり親家庭等が安心して住まいを確保できるよう、家主や宅地建物取引業の事業者に対する入居制約解消に向けた啓発や研修を行います。			

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

ひとり親家庭や寡婦の社会的自立の促進と子どもの健やかな育成に向けて、大阪府をはじめとする関係機関や関係課、関係団体等との緊密な連携を行い、総合的・効果的な施策の取り組みを進めます。

とりわけ、悩みや不安を抱えたまま、親も子どもも不安定な状況にある家庭に対して、さまざまな制度を使うことにより、少しでも不安を解消し自立促進が図られるよう、ひとり親家庭等の福祉や自立支援などに取り組む市民、母子寡婦福祉会をはじめとする地域関係団体との連携・協力を努め、ひとり親家庭等の自立に向けた見守り・支援ネットワークの構築をめざします。

また、ひとり親家庭等にとって、就労は特に自立のための重要な基盤であり、民間企業や事業所などの協力が不可欠なことから、引き続き、経済団体や民間企業等に対して、ひとり親家庭等の就労に関する啓発等に努め、就労促進の理解と協力を求めます。

【民間企業の役割】

民間企業には、「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」の趣旨に鑑み、試行雇用（トライアル雇用）や特定求職者雇用開発助成金、中小企業雇用安定化奨励金等の施策を活用するなどにより、母子家庭の母の雇用を行うことが求められています。

また、母子家庭等の親が、円滑に仕事と子育てを両立できるよう、子育てを支援する休暇制度の充実・取得促進や、子どもの病時など急な事態において休暇が取りやすい雰囲気づくりなど、子育てがしやすい職場環境を整備することが求められています。

「第二次大阪府母子家庭等自立促進計画」より

2 計画の進行管理

この計画で掲げた施策・事業については、庁内関係課とも連携・調整し、適切な進行管理に努めます。

また、今後、ひとり親家庭等を取り巻く環境の変化や国における関係法令の改正など、ひとり親家庭等に関する施策の枠組みの変化などに対して、状況変化を的確に踏まえた計画の見直しを行うとともに、新たなニーズに対応した施策の検討など、柔軟で効率的な施策の展開を図ります。